

税制関係資料

財務省主税局

目 次

税財政の現状と今後の課題

(資料①) 税財政の現状と今後の課題	3
(資料②) 1 税財政の現状	3
(資料③) 一般会計税収の推移	4
(資料④) 令和2年度決算税収について	4
(資料⑤) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	5
(資料⑥) 債務残高の国際比較（対GDP比）	5
(資料⑦) 2 経済社会の構造変化	6
(資料⑧) 人口減少と少子高齢化	6
(資料⑨) 婚姻・妊娠・出生数の動向～コロナを受けて少子化が加速～	7
(資料⑩) 将来の社会保障給付の見通し	7
(資料⑪) グローバル化の進展	8
(資料⑫) 働き方やライフコースの多様化①	8
(資料⑬) 働き方やライフコースの多様化②	9
(資料⑭) 3 今後の税制のあり方	9
(資料⑮) 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）	10
(資料⑯) 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）	10
(資料⑰) 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）	11
(資料⑱) 米国・英国における税制改正等を巡る動向	11
(資料⑲) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 （令和元年9月）の概要①	12
(資料⑳) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 （令和元年9月）の概要②	12
(資料㉑) — 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題	13
(資料㉒) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題	13
(資料㉓) OECDを中心とした検討の経緯	14
(資料㉔) 第1の柱：市場国への新たな課税権の配分	14
(資料㉕) 第2の柱：所得合算ルール（イメージ）	15
(資料㉖) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題：「大枠合意」の概要 （2021年7月）	15
(資料㉗) 暫定的措置（デジタル課税）に関する諸外国の主な動き（2021年8月時点）	16
(資料㉘) — 個人所得課税のあり方	16

(資料②⑨) 近年の個人所得課税の主な見直し	17
(資料③⑩) 税負担の調整のあり方（イメージ）	17
(資料③⑪) 基礎控除への振替（平成30年度改正）	18
(資料③⑫) 各国の私的年金制度等について（国際的な取扱いを示したもの）	18
(資料③⑬) 各国の私的年金制度等について（原則的な取扱いを示したもの）	19
(資料③⑭) 個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額（令和3年度改正反映 （令和6年12月～））	19
(資料③⑮) 令和3年度税制改正大綱（抄）	20
(資料③⑯) 申告納税者の所得税負担率	20
(資料③⑰) — 資産課税のあり方	21
(資料③⑱) 我が国の相続税と贈与税の関係	21
(資料③⑲) 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較	22
(資料④①) 令和3年度税制改正大綱（抄）	22
(資料④②) — 消費税のインボイス制度	23
(資料④③) 消費税の歩み	23
(資料④④) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について	24
(資料④⑤) インボイス制度実施に当たっての経過措置について	24
(資料④⑥) インボイスと事業者の取引	25
(資料④⑦) — デジタル社会における納税環境整備	25
(資料④⑧) 事業者の記帳を巡る状況	26
(資料④⑨) 電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度改正）	26
(資料④⑩) 個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）	27
(資料④⑪) 令和3年度税制改正大綱（抄）	27
(資料④⑫) — 税制等についての広報	28
(資料④⑬) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 （令和元年9月）（抄）	28
(資料④⑭) 税に対する理解を深めるための取組事例	29

(資料①)

財務省

税財政の現状と今後の課題

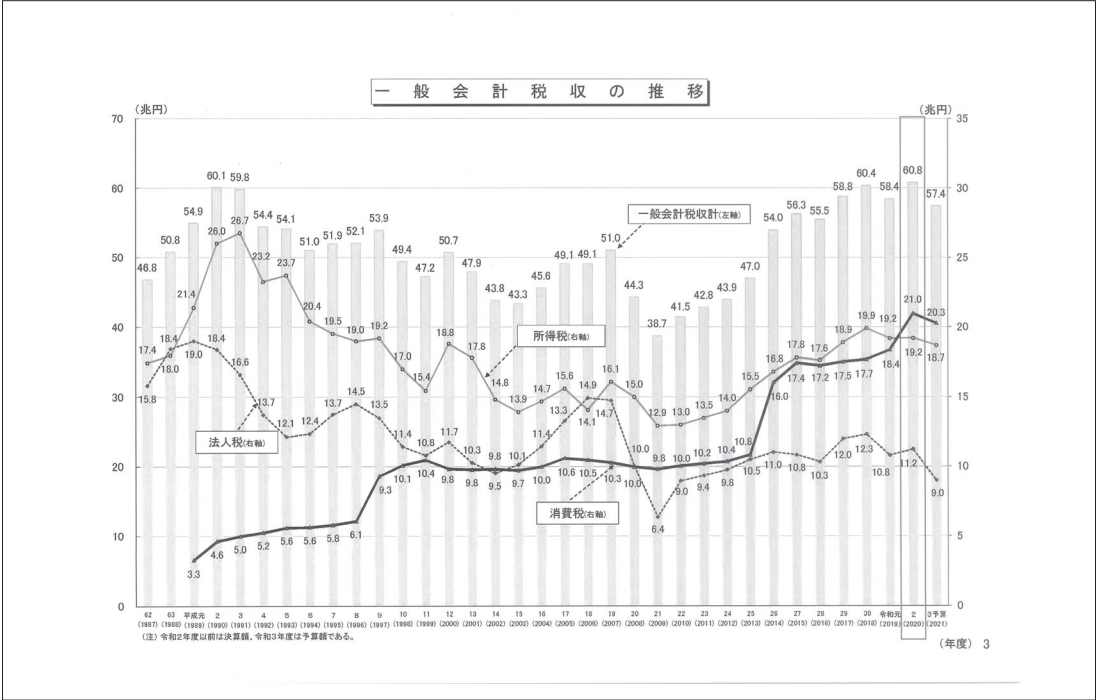
令和3年9月13日

(資料②)

1 税財政の現状

2

(資料③)



(資料④)

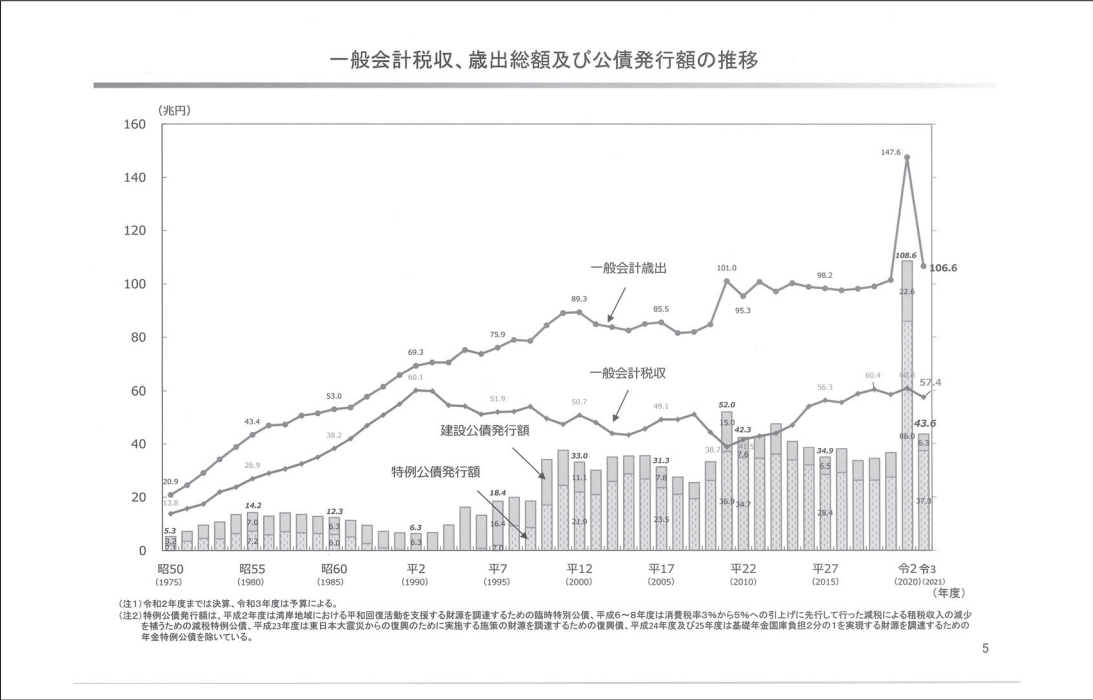
令和2年度決算税収について

- 令和2年度決算税収は60.8兆円であり、これまでの最高額であった平成30年度決算税収(60.4兆円)を+0.5兆円上回り、過去最高。
- 対前年度(令和元年度税収 58.4兆円)との比較では、消費税率上げによる増収効果もあり、+2.4兆円上回る。
- 令和2年度補正後税収(55.1兆円)との比較では、法人税・消費税を中心に+5.7兆円上回った。

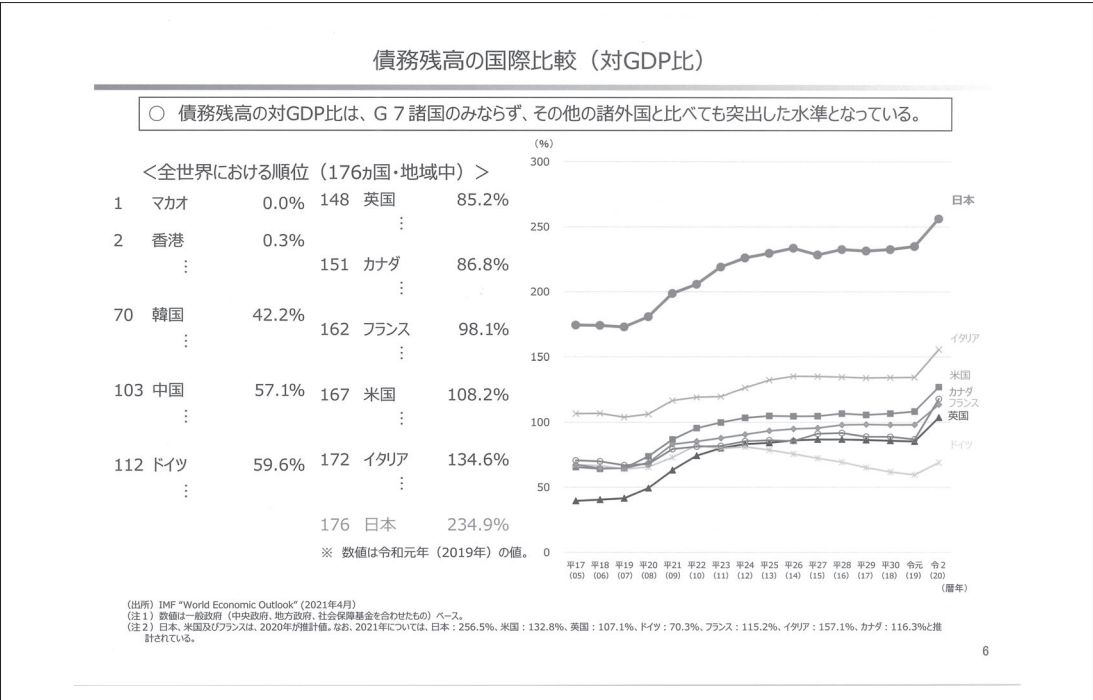
		元年度 決算額 ①		2年度 決算額 ②		対元年度決算 ②-①		(単位:兆円)	
								2年度 補正後 ③	
								対補正後予算 ③-④	
所得税		19.2		19.2		+ 0.0		18.5	
給与		11.9		11.6		▲ 0.2		11.4	
配当		4.9		4.7		▲ 0.1		4.6	
株式譲渡		0.7		1.0		+ 0.2		1.1	
法人税		10.8		11.2		+ 0.4		8.0	
消費税		18.4		21.0		+ 2.6		19.3	
その他		10.1		9.4		▲ 0.7		9.3	
一般会計計		58.4		60.8		+ 2.4		55.1	

(注) 一時的要因については、今後精査していく。

(資料⑤)



(資料⑥)



(資料⑦)

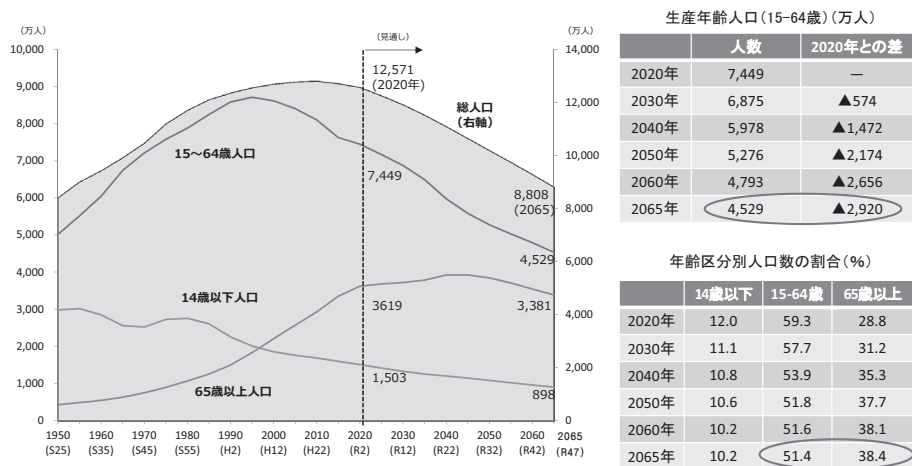
2 経済社会の構造変化

7

(資料⑧)

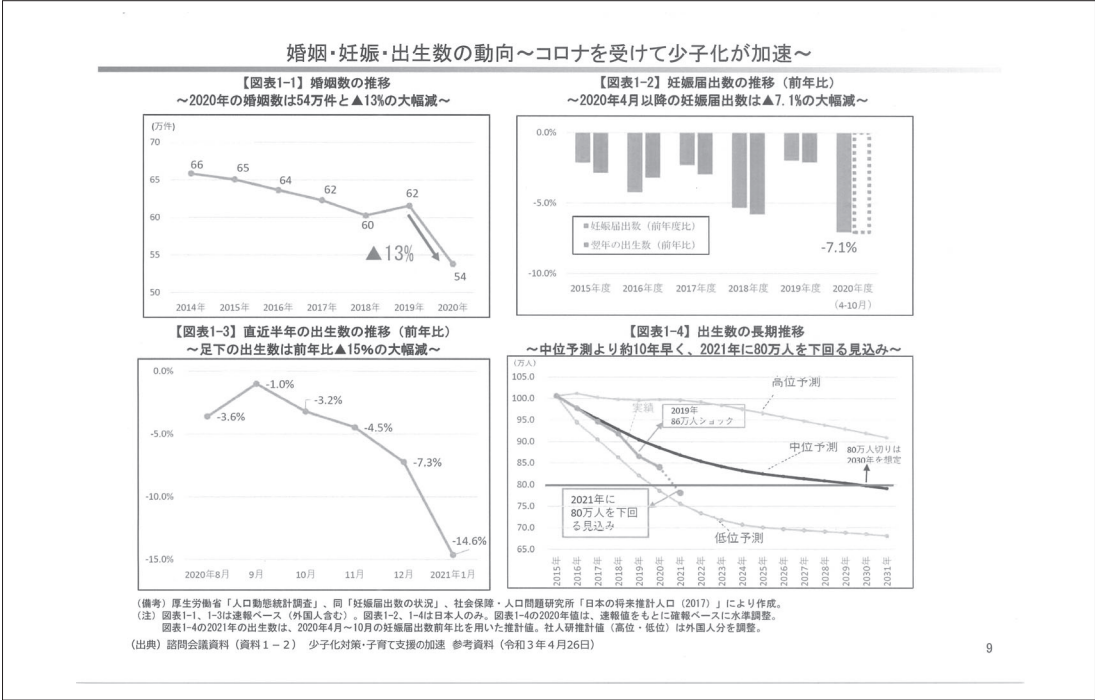
人口減少と少子高齢化

- 生産年齢人口（15-64歳）は2065年に約4,500万人となる見通し（2020年と比べ約3,000万人の減少）。
- 2065年には、老年人口（65歳以上）の割合が約4割に高まる一方、生産年齢人口の割合は約5割に低下する見通し。

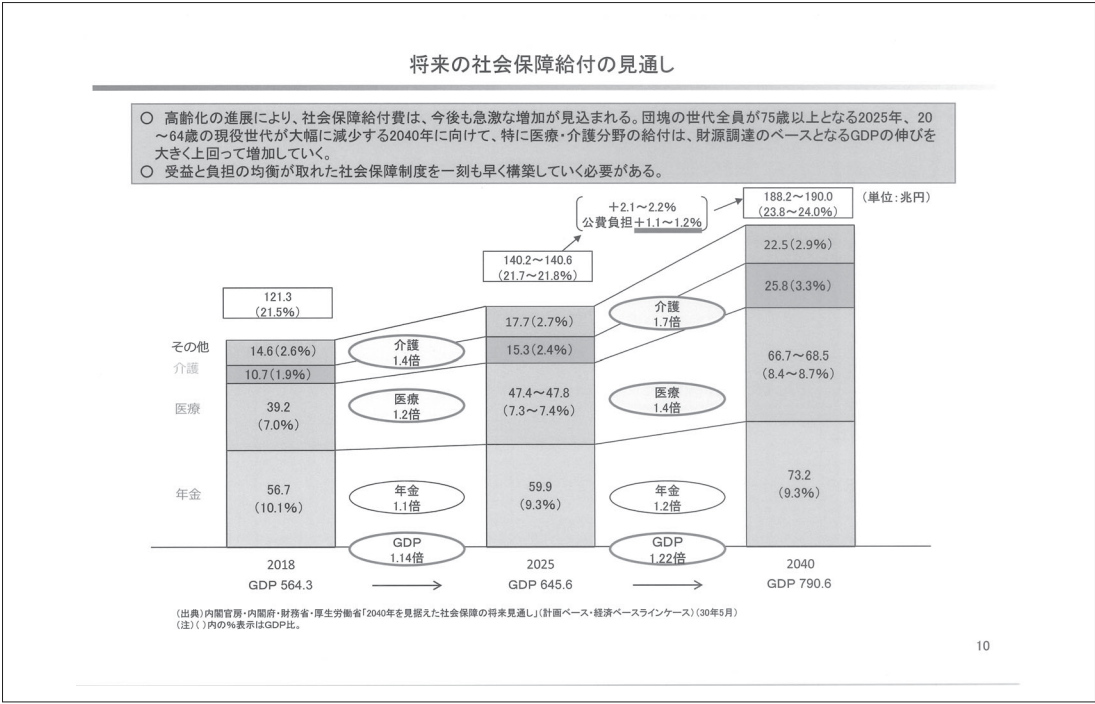


8

(資料⑨)



(資料⑩)

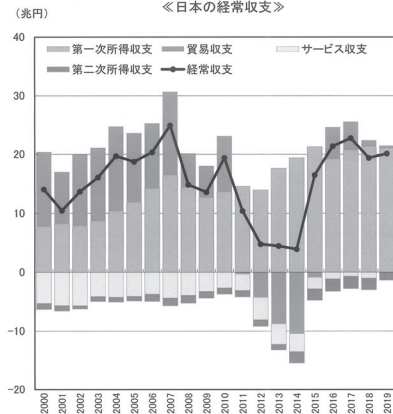


(資料⑪)

グローバル化の進展

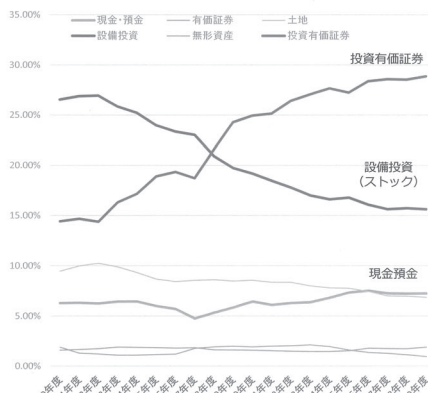
○ 近年、製造業の生産拠点の海外移転もあり貿易黒字が減少した一方、対外投資の蓄積により所得収支の黒字が拡大。日本経済は貿易立国から投資立国へと構造を転換。

《日本の経常収支》



(出所) 財務省

《総資産に対する各資産項目の割合(大企業)》



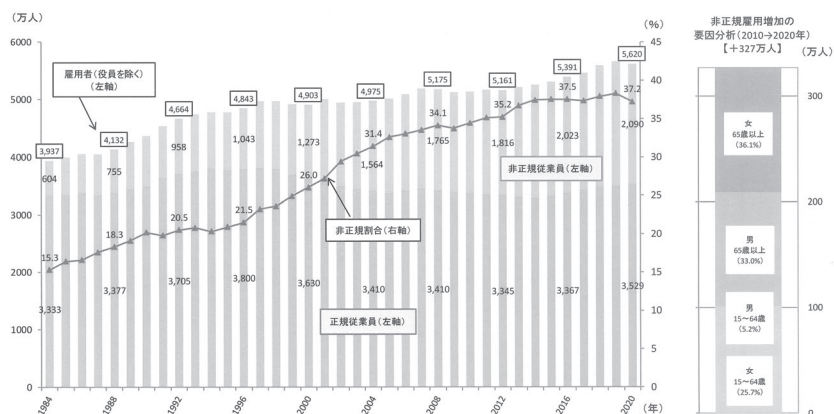
(出所) 法人企業統計

11

(資料⑫)

働き方やライフコースの多様化①

○ 平成の時代に、雇用者が緩やかに増加する中、そのペースを上回り非正規雇用者が増加。2010年～2020年の非正規雇用者数の増加(+327万人)は、女性や高齢者の就業拡大が主な要因。



(出所)「労働力調査特別調査」(～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」(2002年～)

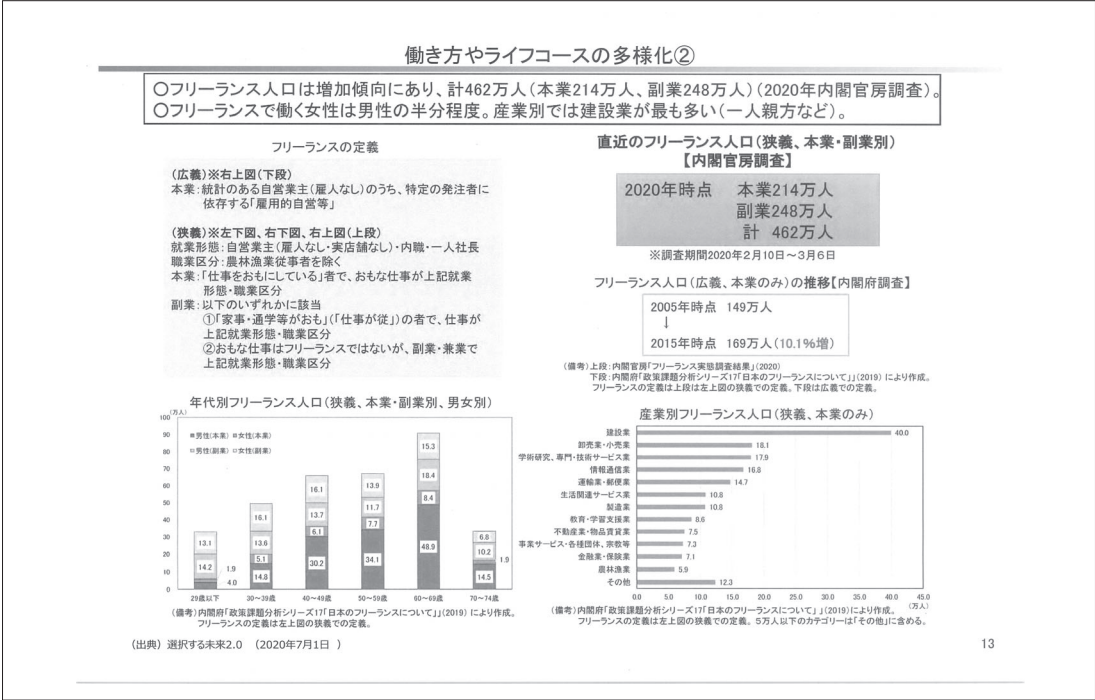
(注1)「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果。「労働力調査(詳細集計)」は年平均値。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(注2)2011年の数値は補完推計値を使用。

(注3)「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計。2009年以降は「非正規従業員」として、新たに集計した数値。

12

(資料⑬)



(資料⑮)

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

6. 経済社会の構造変化に対応した税制改革等

少子高齢化、働き方・ライフコースの多様化、デジタル化・グローバル化を背景とした新たな経済活動の拡大など、感染症の影響もあり、経済社会の構造変化が加速している。このような構造変化を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現するとともに、応能負担の強化等による再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般の見直し等を進める。骨太方針2020及び税制調査会答申や国際的動向等を踏まえつつ、働き方・ライフコースの多様化を踏まえた公平で中立的な税制の構築や格差の固定化防止等の観点から、引き続き税制改革等を推進する。適正・公平な課税の実現による税に対する信頼の確保、社会全体のコスト削減、企業の生産性向上等の観点から、適切な所得等の把握のための環境整備、記帳水準の向上、税務手続の電子化等の促進など、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。経済のデジタル化に対応した国際課税ルール見直しにつき国際合意に向け貢献する。

15

(資料⑯)

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(財政健全化目標と歳出の目安)

デフレ脱却・経済再生に向け全力で取り組むとともに、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする。そのため、骨太方針2018で掲げた財政健全化目標(2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す)を堅持する。ただし、感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認する。

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う(※)。

(経済・財政一体改革の点検、EBPMの推進等)

経済・財政一体改革の進捗については、歳出の目安に沿った予算編成を行う最終年度となる2024年度において点検を行い、財政健全化目標達成に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

(※) 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する等の新経済・財政再生計画において定めた取組についても、引き続き推進する。その際、英米などの諸外国において、財政出動を行う中でその財源を賄う措置を講じようとしていることも参考とする。

16

(資料⑰)

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

1. グリーン社会の実現

我が国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たす。また、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減という新たな目標とした。さらに、50%減の高みに向け、挑戦を続ける。この実現に向け、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、③公的部門の先導により必要な財源を確保(※)しながら脱炭素実現を徹底する、という3つの考えの下で推進する。

(※) 諸外国の取組を参考に。例えば、米国は気候変動対策に取り組む際、税制改革等で財源調達を行おうとしている。

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

(略)

その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性及び優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

17

(資料⑱)

米国・英国における税制改正等を巡る動向

未定稿

(2021年8月時点)

米国

- 2021年5月28日：バイデン大統領が予算教書において政府案を発表。

<予算教書の内容>

米国雇用計画	【歳出】(10年間で約2.2兆ドル) ●交通インフラ(道路・橋の修復等) ●家庭向けインフラ(浄水設備の整備、低所得者向け住宅供給等) ●介護産業に関するインフラ(質の高い介護の提供等) ●製造業・先端技術等への支援(サプライチェーンの強化等)	【歳入】(10年間で約1.7兆ドル) ●法人税率の引上げ(21%→28%) ●米国多国籍企業のGILTIに対する実効税率の引上げ(10.5%→21%)等
米国家族計画	【歳出】(10年間で約1.8兆ドル) ●3、4歳児の就学前教育の無償化 ●コミュニティカレッジの2年間無償化 等	【歳入】(10年間で約1.5兆ドル) ●所得税の最高税率の引上げ(37%→39.6%) ●高所得者層に対するキャピタルゲイン課税の強化(20%→39.6%) 等

- 2021年8月10日：上院にて、超党派インフラ法案(政府案のうち、米国雇用計画の一部のみを超党派の合意により切り出した法案)を可決。(今後、成立には下院での可決が必要。)

超党派 インフラ法案	【歳出】(約5,500億ドル) ●交通インフラ(道路・橋の修復等) ●その他インフラ(浄水設備の整備等) 等	【歳入】(約5,190億ドル) ※増税は含まれず ●既存のコロナ関連予算の振替 ●暗号資産取引に係る報告義務の強化 等
---------------	--	---

- 政府案のうち、米国雇用計画の中で超党派インフラ法案に含まれなかった施策や、米国家族計画については、財源も含め、民主党単独での議決も念頭に、秋までの成立を目指して引き続き議論。

英国

- 2021年3月3日：コロナ禍で悪化した財政状況を受け、スナク財務大臣が財政健全化に向けた税制改正案を発表。
- 2021年6月10日：税制改正措置に係る法律(財政法)が成立。

主な内容

- 法人税率の引上げ：2023年4月から、現行の一律19%から最高25%に引上げ(収益に応じて19%～25%)
- キャピタルゲイン課税の強化：2026年4月まで、基礎控除額に関するインフレ調整を凍結 等

18

(資料⑱)

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)の概要①	
経済社会の構造変化	※事務局作成
1. 人口減少・少子高齢化: 人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。 2. 働き方やライフコースの多様化: 非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。 3. グローバル化の進展: 我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。 4. 経済のデジタル化: オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE(ツナガル・自動化・利活用・電動化)の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。 5. 財政の構造的な悪化: 税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳入・歳入の改革が不可欠。	
令和時代の税制のあり方	
1. 人口減少・少子高齢化への対応 ・専ら勤労世帯の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要。 ・消費税は、国民が幅広く負担。所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資・生産・国際競争力、勤労意欲への影響や収支変動が小さい。 ・全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。 2. 働き方やライフコースの多様化等への対応 (1) 個人所得課税における諸控除の見直し ・働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要。 (2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築 ・働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱い、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討が必要。 ・貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。 ・金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。	

19

(資料⑳)

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)の概要②	
令和時代の税制のあり方	※事務局作成
2. 働き方やライフコースの多様化等への対応(続) (3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期に中立的な税制の構築 ・平成25年度税制改正における相続税の見直し効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。 ・「老老相続」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要。 ・各種の贈与税非課税措置(時限措置)は、格差固定化につながりかねない側面。資産移転の時期に中立的な税制の構築とあわせ検討していく必要。 3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応 (1) グローバル化に対応した法人課税のあり方 ・租税条約は課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じ健全な投資・経済交流の促進に資する。租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべき。 ・課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の立地競争力向上や企業の競争力強化が図られた。 ・租税特別措置は、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要。 (2) 国際的な租税回避への対応 ・BEPS(税源浸食・利益移転)への適切な対処、自動的情報交換で取得した金融口座情報等の効果的な活用が必要。 (3) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応 ・物理的拠点なく事業を行う外国企業に適切に課税できないといった問題に対し、国際的な合意に基づく解決策を2020年までにとりまとめるべく、積極的な役割を果たしていくべき。 (4) 企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し ・企業が効率的にグループ経営を行い、競争力を十分発揮できる環境を整備するため、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。 (5) 気候変動問題等への対応 ・気候変動対策や、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー・自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討が必要。 4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現 ・納税者利便の向上を図る観点から、マイナンバーやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。 ・電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。 ・地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討するべき。 ・適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑制するための仕組み等について検討が必要。 ・受益・負担に関する国民的議論を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を育てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。 5. 持続可能な地方税財政基盤の構築 ・人口減少・少子高齢化をはじめ経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要。	

20

ー 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題

21

経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題

① 国際課税原則の現代化の必要性

➤ 「PEなければ課税なし」

国内に外国企業の支店・工場等の物理的拠点(PE: Permanent Establishment)がある場合にのみ、その外国企業の事業所得に課税することができる。

➡ 経済のデジタル化の進展により、市場国にPEを置かず**にビジネスを行う企業**が出現。市場国で課税が行えない事例が顕在化。

➤ 「独立企業原則」に基づく利益配分ルール

多国籍企業グループ内部の国際取引では、その取引価格について、独立した企業同士であれば成立したであろう「通常の価格(独立企業間価格)」で取引が行われたものとみなして各グループ企業の所得を計算する(多国籍企業の利益を各国間で配分するルールとして機能)。

➡ 経済のデジタル化の進展により、**多国籍企業が国境をまたいで行うグループ内における取引(無形資産取引を含む)を増大させており、独立企業間価格の算定が困難**となってきている。

② 軽課税国へのBEPSリスクの増大

➡ 経済のデジタル化の進展により、**ビジネスにとって無形資産の重要性が増大。関連企業間の取引等を通じて、利益等を軽課税国に移転することが容易**になっている。

22

(資料⑳)

OECDを中心とした検討の経緯

2015年10月

「BEPS行動計画1最終報告書 デジタル経済の課税上の課題への対応」

- 経済全体が急速にデジタル化中、税の観点からデジタル経済をその他の経済と区別することは困難。法人課税については2020年まで作業を継続することに合意。

2018年3月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」

- 2020年までにコンセンサスに基づいた解決策の取りまとめに向けて作業を進める(2019年にアップデートを行う)ことに合意。

2019年6月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」

- 解決策の論点と今後の検討作業を取りまとめ。2020年末の最終報告書にむけた作業の実施に合意。

2020年1月

「第1の柱の統合的アプローチに係る制度の大枠と第2の柱の進捗報告書」

- 「統合的アプローチ」を第1の柱の交渉の基礎として承認。2020年末までの合意へのコミットを確認。

2020年10月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題—青写真に関する報告書(第1・第2の柱)」

- 将来の合意のための強固な土台を提示。2021年半ばまでに成功裡の結論に到達することを目指して、残された論点に迅速に取り組むことに合意。

2021年7月

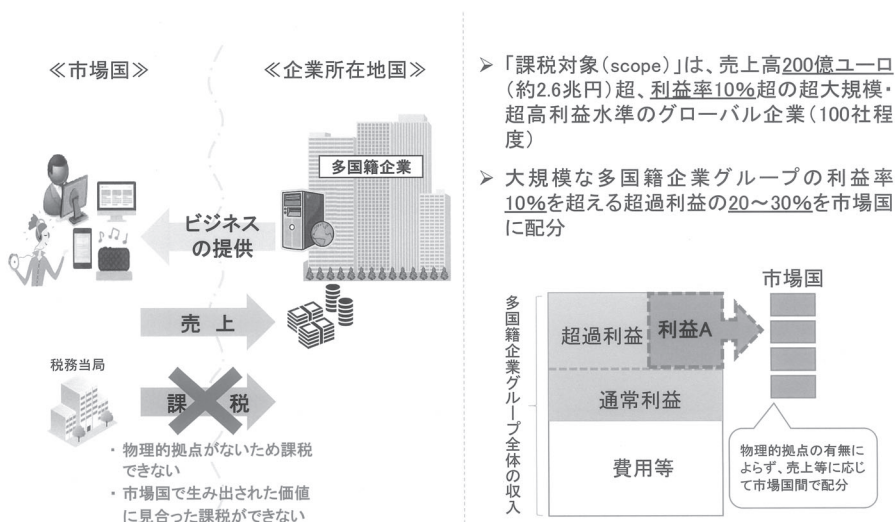
「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明(大枠合意)」

- 2つの柱からなる解決策の大枠に合意。残された論点や詳細な実施計画は2021年10月に最終合意を目指す。

23

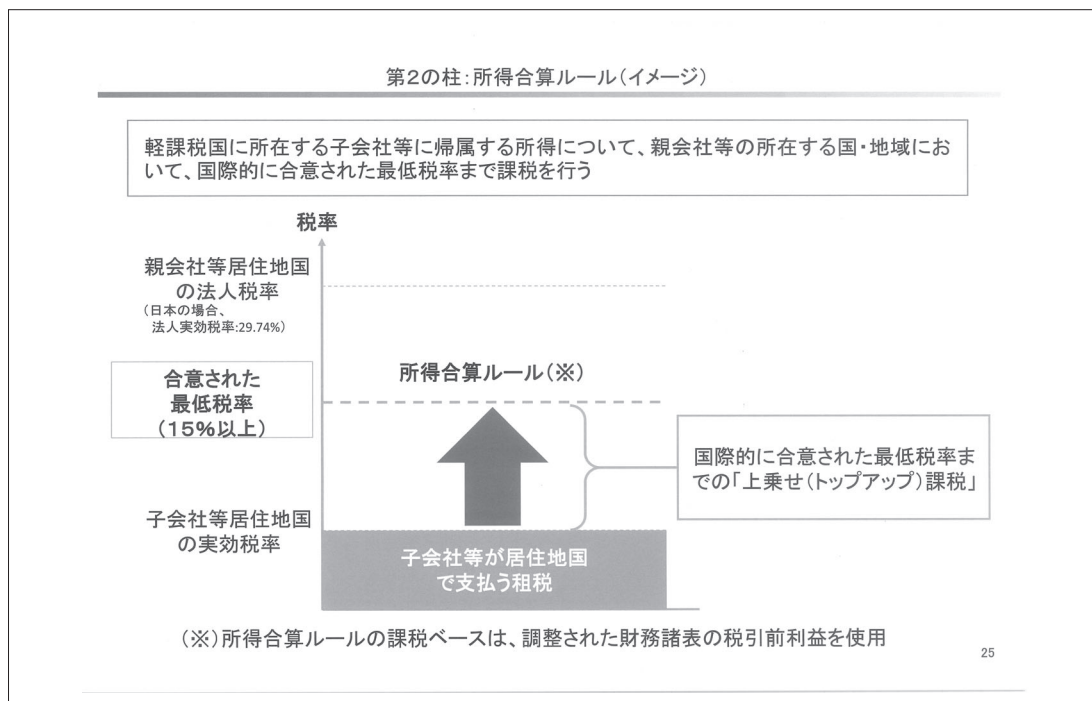
(資料㉑)

第1の柱: 市場国への新たな課税権の分配



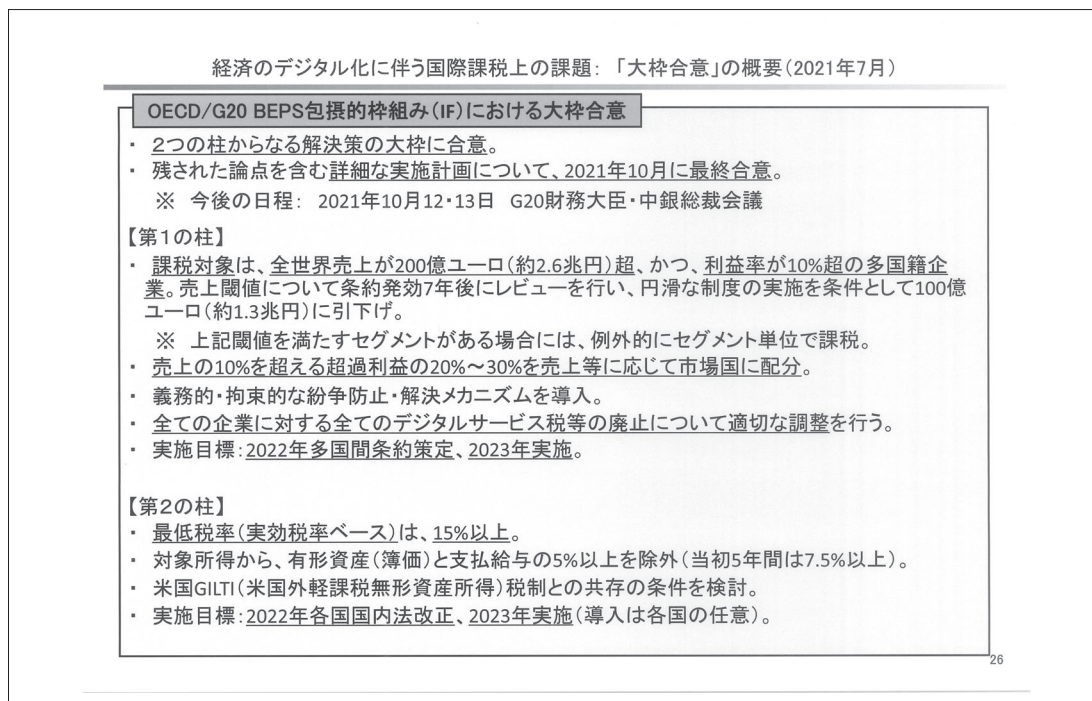
24

(資料⑳)



25

(資料㉑)



26

(資料⑳)

暫定的措置(デジタル課税)に関する諸外国の主な動き (2021年8月時点)



フランス

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2019年7月施行。同措置に反対する米国に配慮し、徴税を2020年末まで延期。

※凍結していたDSTの徴収を2020年末に再開(報道ベース)。



イタリア

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2020年1月施行。



イギリス

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に2%を課税。
- 2020年4月から適用。



オーストリア

デジタル広告税 (Digital tax)

- 域内のオンライン広告売上に5%を課税。
- 2019年10月法案が可決。2020年1月施行。



カナダ

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税予定。
- 2022年1月より施行予定。



インド

平衡税 (Equalization levy)

- 2016年6月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収。
- 2020年4月から新たにeコマースの提供等を行う外国法人の収入に2%を課税。



インドネシア

電子取引税 (Electronic transaction tax)

- 外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。
- 2020年5月法案が可決。今後、税率等詳細を公表予定。



スペイン

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2020年10月法案が可決。2021年1月施行。



トルコ

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。
- 2019年12月公布。2020年3月施行。



EU

デジタル賦課金 (Digital levy)

- 2020年5月、COVID-19の復興計画において、財源としてデジタル賦課金の検討を表明。
- 2021年6月までに制度を提案するとしていたが、2021年7月のOECD/G20での大枠合意を踏まえ、秋頃まで保留すると発表。

※なお、当初EUとしてDSTの導入を目指していたが、2019年3月にEUでの合意を断念。

27

(資料㉑)

— 個人所得課税のあり方

28

(資料⑳)

近年の個人所得課税の主な見直し

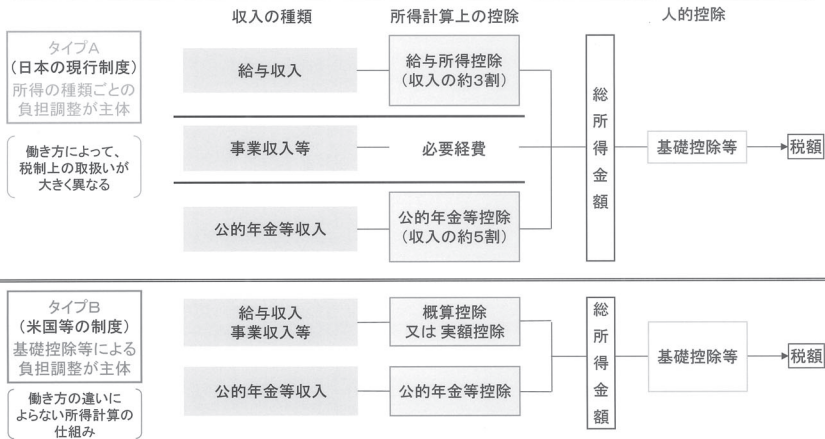
- H25改正 ○ 所得税の最高税率の引上げ (H27分～)
・所得税の最高税率を40%から45%へと引上げ(課税所得4,000万円超の場合)
○ 上場株式等の配当・譲渡益への本則税率適用 (H26分～)
・上場株式等の配当・譲渡益に適用されていた10%の軽減税率の特例を廃止し、20%の本則税率を適用
○ NISAの創設 (H26分～)
・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(投資上限:120万円×5年間)
- H26改正 ○ 給与所得控除の見直し (H28分～)
・給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,500万円から1,000万円に引下げ
- H27改正 ○ 個人型確定拠出年金制度の加入対象者の拡大(名称:iDeCo) (H29.1～)
・企業年金加入者、公務員等共済加入者、第三号被保険者を加入対象者に追加等
- H29改正 ○ 配偶者控除等の見直し (H30分～)
・配偶者特別控除が満額適用される上限の配偶者の給与収入を150万円に引上げ
・配偶者控除等の控除額につき、合計所得金額900万円から減減し、1,000万円で消失
○ つみたてNISAの創設 (H30分～)
・非課税口座内の一定の公募等株式投資信託に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(投資上限:40万円×20年間)
- H30改正 ○ 給与所得控除等から基礎控除への振替 (R2分～)
・給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替え
○ 各種控除の適正化 (R2分～)
・給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,000万円から850万円に引下げ
・公的年金等控除の適正化(公的年金等収入が1,000万円超の場合の控除額に上限導入、年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者の控除額の引下げ)
・基礎控除の適用制限の導入(所得2,400万円超から控除額が通減し、2,500万円で消失)

29

(資料㉑)

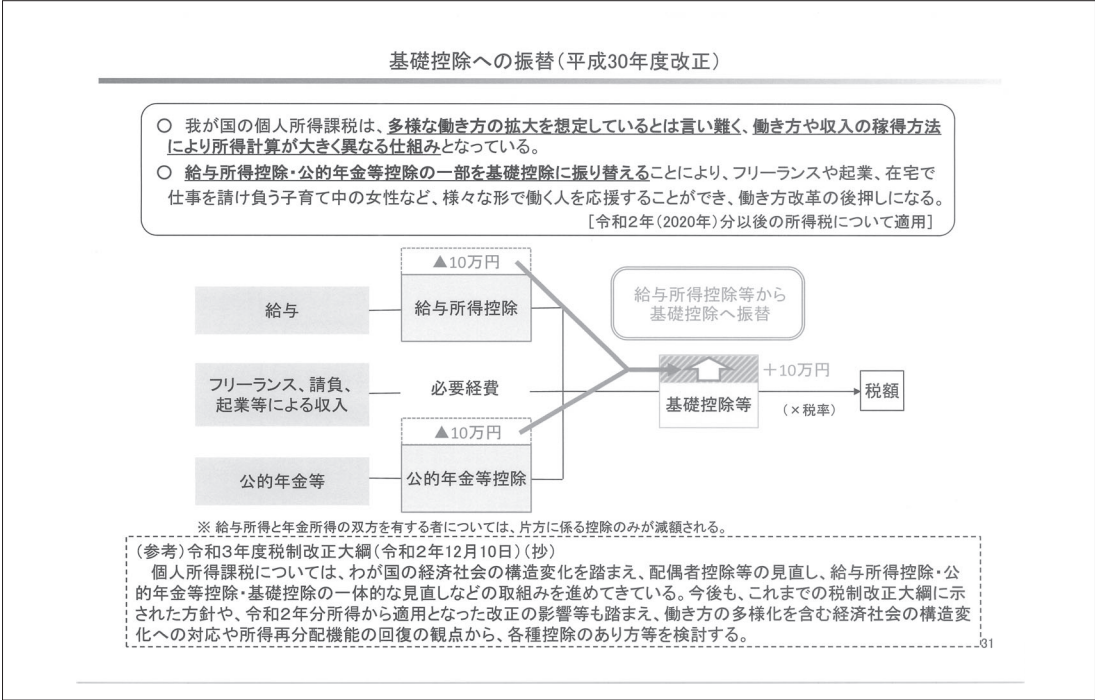
税負担の調整のあり方(イメージ)

- 現在の所得税は、様々な収入の中でも、給与と年金のみに特別の優遇を認める仕組み(タイプA)。これは、**実質的に会社員と同じような境遇にある請負労働者等、多様な働き方の拡大を想定していない制度**。
- 米国等は、**基礎控除等による負担調整を主体**としており、**働き方の違いによらない仕組み(タイプB)**となっている。

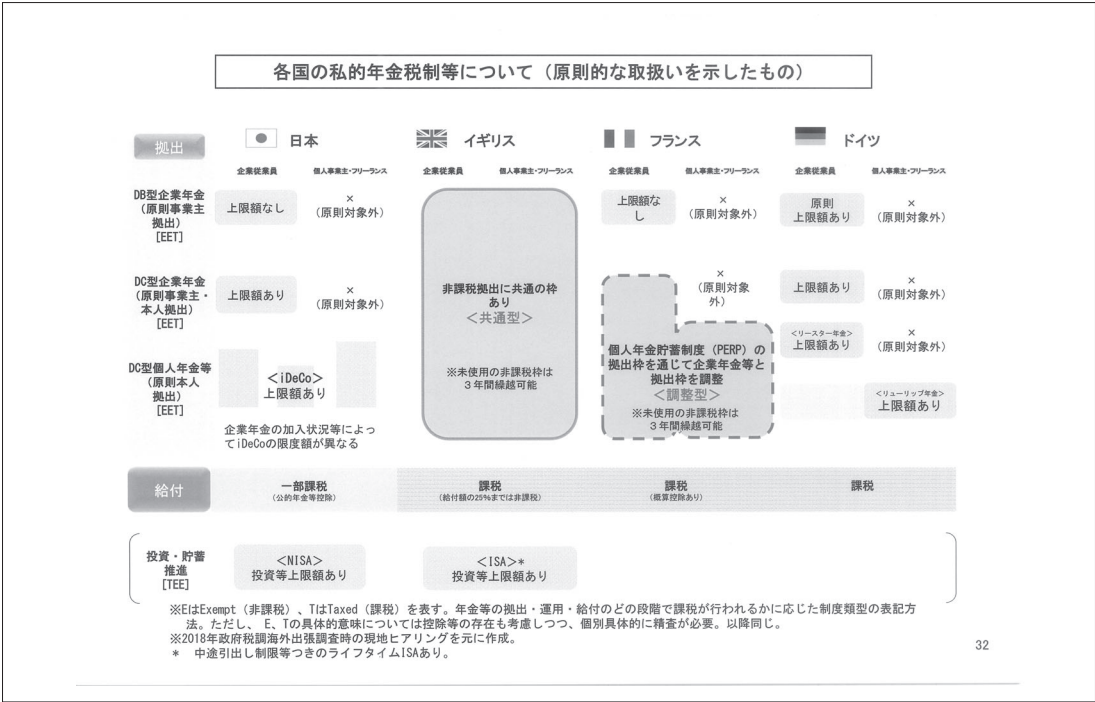


30

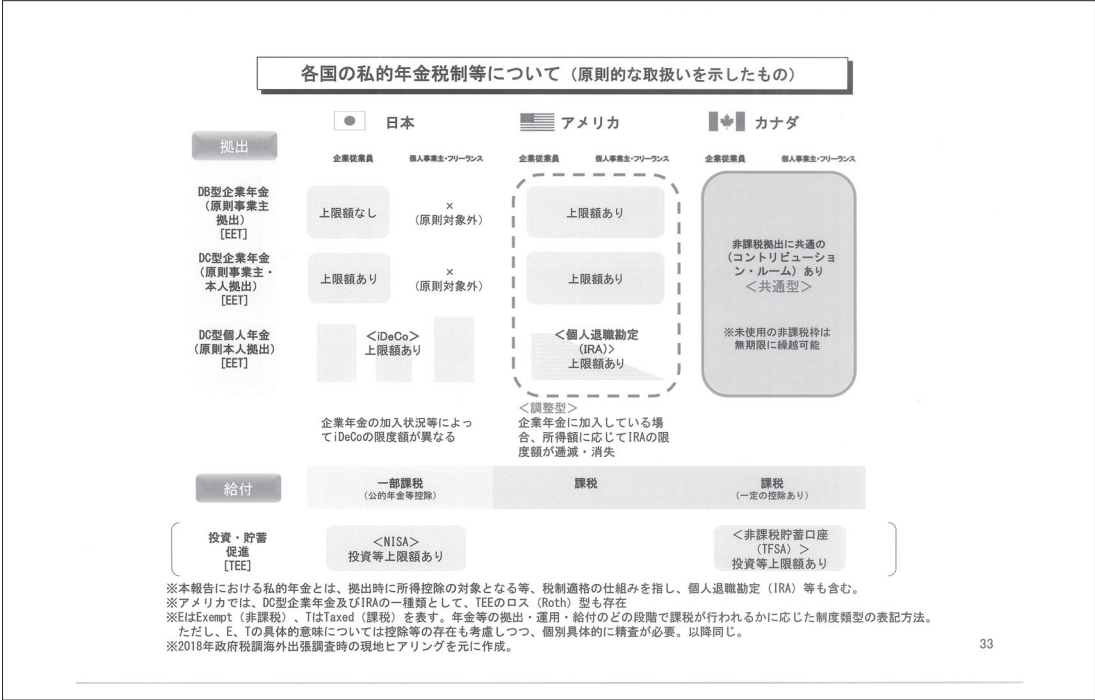
(資料③)



(資料③)

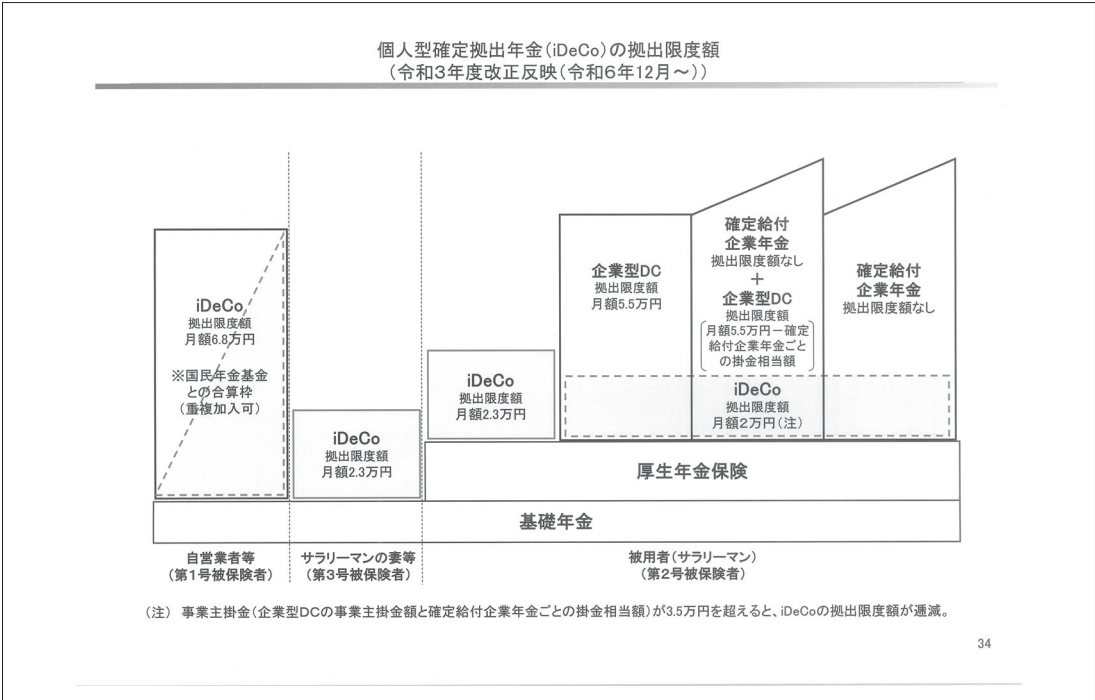


(資料③)



33

(資料④)



34

(資料⑳)

令和3年度税制改正大綱(抄)

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている。

こうした観点から、拠出段階の課税については、例えばイギリスやカナダにおける各種私的年金の共通の非課税拠出限度枠なども参考に、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指し、議論を具体化していく段階にきている。また、給付段階の課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないこと、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘がある。雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要がある。

こうした課題については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しを目指す必要があるが、これに対応するため、例えば従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論がある。拠出段階においては、私的年金共通の非課税拠出額を設定してこの勘定に提出することで、働き方によって有利・不利が生じない仕組みとするともに、給付段階においては、退職金からもこの勘定に非課税で提出できるようにし、この勘定からの受給の際の課税を統一することにより課税の中立・公平を図ろうとするものである。こういった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案を精力的に検討する。その際には、私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、丁寧な検討を行っていくことが重要である。

令和3年度税制改正においては、こうした改革の一環として、私的年金の拠出限度額をより公平な算定方法に改善する等の私的年金の見直しが行われることを踏まえ、これらの拠出段階の課税についても、現行の税制上の措置を適用することとする。

なお、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえて、総合的に検討する。

第三 検討事項

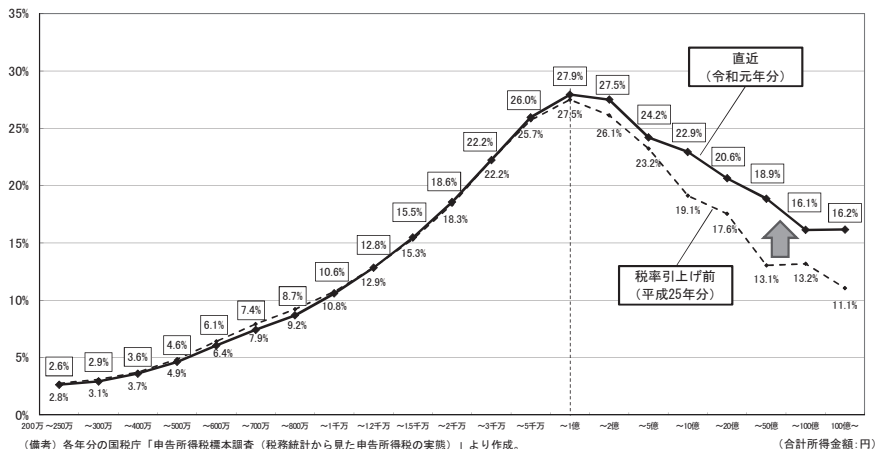
- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえて、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

35

(資料㉔)

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標準調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の所得者、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

(合計所得金額: 円)

36

(資料③)

ー 資産課税のあり方

37

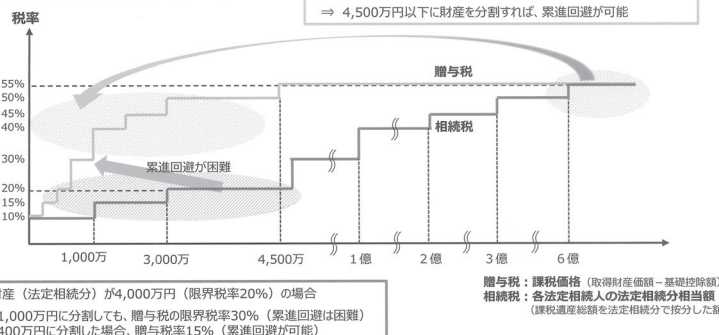
(資料③)

我が国の相続税と贈与税の関係

- 我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも重い税率構造が設定されている。
- 将来の相続財産が比較的小さい層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多い（ニーズに即した財産移転であっても贈与税が抑制的に作用）。
- 他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能。

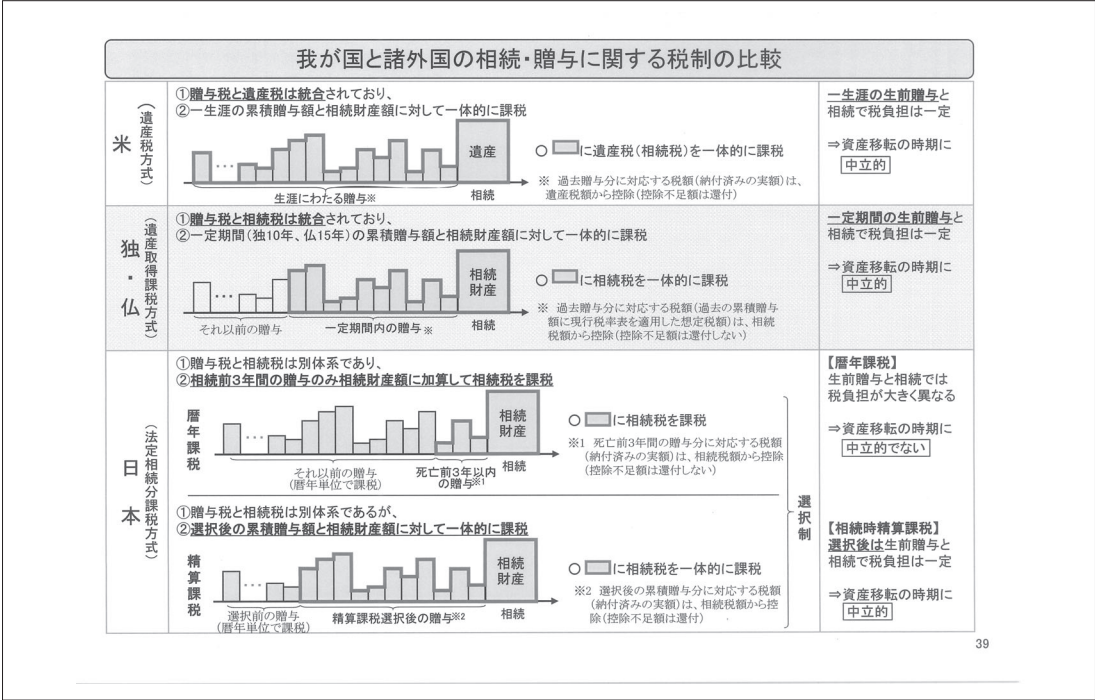
(参考) 相続税と贈与税の税率構造 (イメージ)

例：相続財産（法定相続分）が6億円超（限界税率55%）の場合
⇒ 4,500万円以下に財産を分割すれば、累進回避が可能



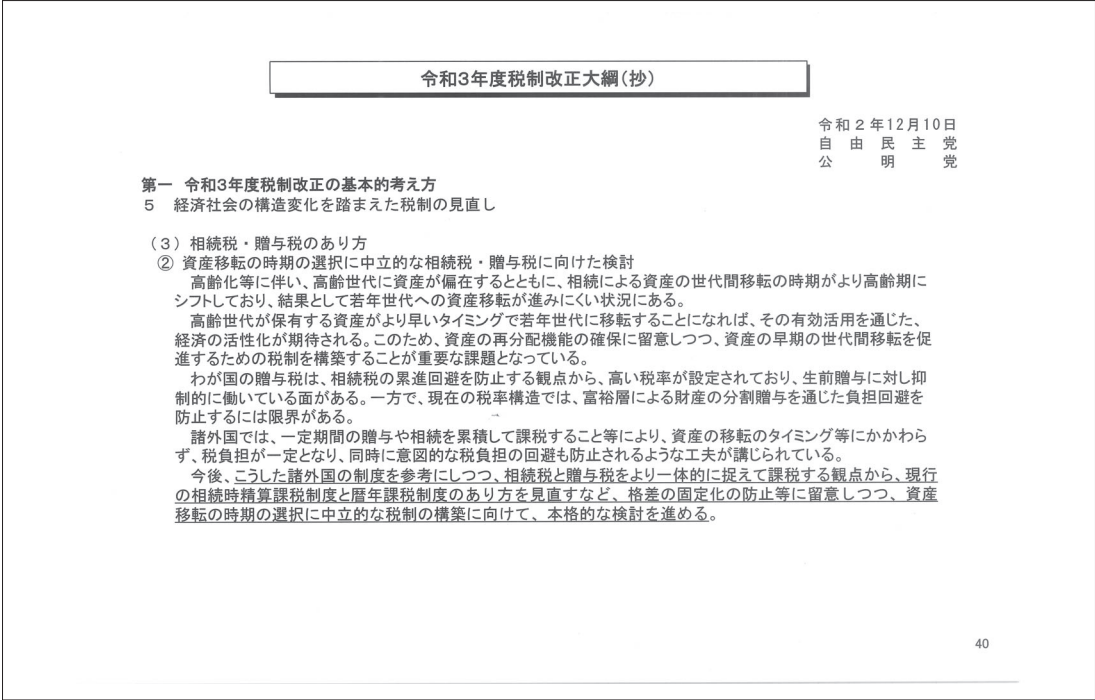
38

(資料③)



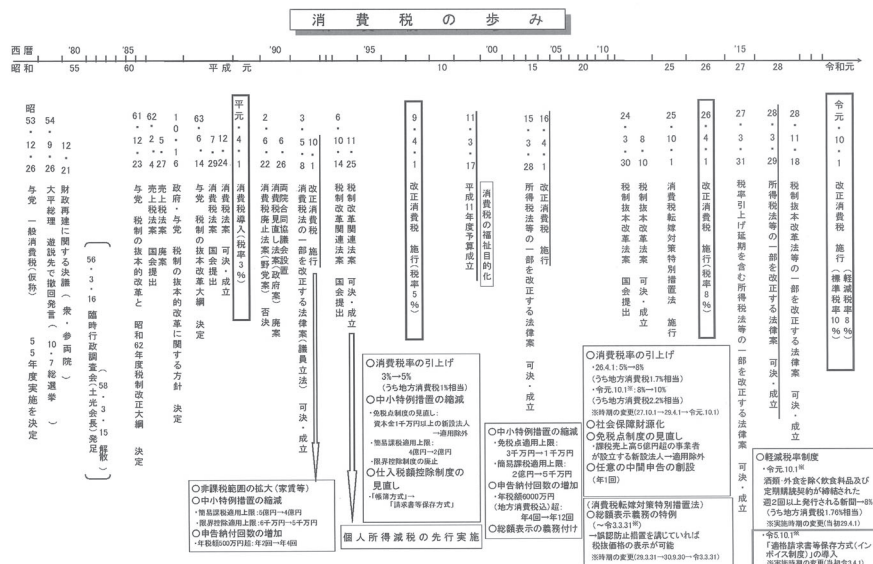
39

(資料④)



40

一 消費税のインボイス制度



(資料④)

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ 売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書

〇〇株式会社 例△△

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)

(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

① 請求書発行者の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 取引の内容

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

⑤ 軽減税率の対象品目である旨

⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【ポイント】

・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら「追記」が可能

・ 免税事業者でも発行可能

・ 区分記載請求書の「交付義務」はない

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書

〇〇株式会社 例△△（T1234-）

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

合計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

① 登録番号

《課税事業者のみ登録可》

② 適用税率

③ 消費税額

【ポイント】

・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）

・ 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）

・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

43

(資料④)

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

○ インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。

○ しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。

令和元年10月 (2019年)

令和5年10月 (2023年)

令和8年10月 (2026年)

令和11年10月 (2029年)

軽減税率実施

インボイス制度実施

4年

3年

3年

区分記載請求書等保存方式

免税事業者からの仕入れにつき全額控除可能

免税事業者からの仕入れにつき80%控除可能※

免税事業者からの仕入れにつき50%控除可能※

控除不可

インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

44

— 24 —

(資料④⑤)

インボイスと事業者の取引	
【事業者間(BtoB)取引】	【対消費者(BtoC)取引】
免税事業者 → 簡易課税の事業者 簡易課税の事業者は、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能	インボイス不要
免税事業者 → 本則課税の事業者 経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、 ・ 当初の3年間は8割、 ・ その後の3年間は5割 は仕入税額控除が可能	

※ 免税事業者が課税事業者を選択した場合、簡易課税の適用が可能。
その場合、売上の消費税額にみなし仕入率を乗ずることにより簡便な税額計算が可能。

45

(資料④⑥)

ー デジタル社会における納税環境整備

46

(資料④)

事業者の記帳を巡る状況

日本商工会議所 御説明資料(抜粋) (税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

今般のコロナ禍で顕在化した事業者の帳簿の課題
(抜粋)

- ・ 一方、コロナ対応のための資金繰り支援(融資、助成金等)において、前年同月比で売上減少が分かる帳簿が必要とされたが、帳簿の未整備等により申請困難な事業者からの相談が多く寄せられた。
- 税理士の関与がなく、商工会議所等の記帳指導も受けていない小規模事業者で、「税務申告のための帳簿」にとどまる事業者が多い。
- 月次決算など「経営状況を把握できる帳簿」の重要性が改めて浮き彫りに。

クラウド会計ソフト導入支援を受けている事業者の反応
(記帳指導員から聴取)(抜粋)

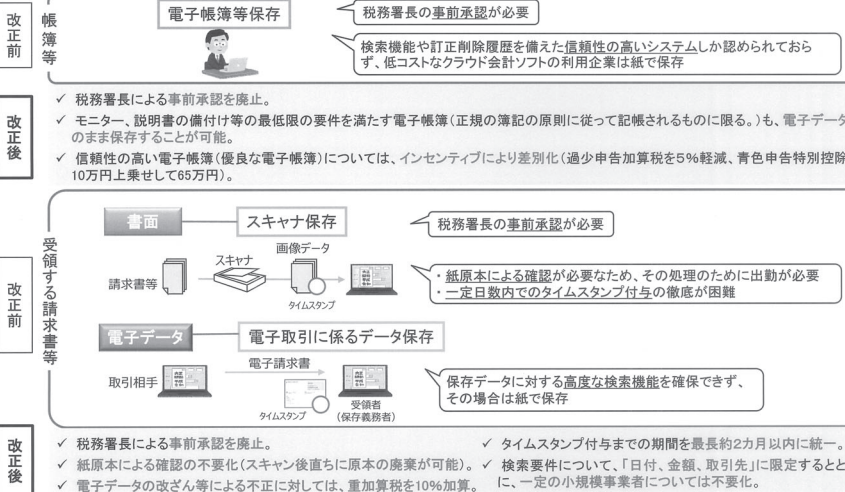
- ・ 今回のコロナ禍で急速、融資が必要になったが、会計ソフトを導入していたため、金融機関に対して試算表や月次決算などでタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができた。
- ・ 一人親方になったものの、夫婦共働きで奥さんは経理を手伝ってくれず、帳簿のつけ方も分からなかったが、クラウド会計アプリを使えば、空いている時間でスマホで作業ができるので助かっている。
- ・ インボイスのためといわれてもピンとこないが、帳簿をつけていれば有事の際に支援をきちんと受けられることのメリットは大きい。
- ・ モバイルPOSレジとクラウド会計システムを連動させたところ、記帳や税務申告業務が大幅に削減され、業務が効率化した。
- クラウド会計導入先はリモートでの記帳指導が可能なので、記帳指導員の負担も大きく削減可能。

47

(資料④)

電子帳簿等保存制度の見直し(令和3年度改正)

○ 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に簡素化しました(令和4年1月1日以後適用)。



48

(資料④)

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。
白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が 1 億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1 億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。
(出所) 国税庁調

49

(資料⑤)

令和3年度税制改正大綱(抄)

令和 2 年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方
5 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- (1) 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税のあり方
② 記帳水準の向上等

今般の感染症の感染拡大においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。近年、普及しつつあるクラウド会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、正規の簿記の普及を含め、個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討を行う。

第三 検討事項

- 7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、正規の簿記の原則に従った帳簿の普及、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者の事務負担やコストにも配慮しつつ、記帳水準の向上、電子帳簿の信頼性の確保に向け優良な電子帳簿の普及を促進するための更なる措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について早期に検討を行い、結論を得る。

50

(資料⑤)

一 税制等についての広報

51

(資料⑤②)

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)(抄)

第二 令和時代の税制のあり方

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

(4) 税に対する理解を深めるための取組

税は、社会を支える公共サービスの費用を分かち合うものであり、国民が安心して暮らしていくために重要な役割を果たしている。国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税に対する国民の理解を深めていく必要がある。

人口減少や少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化を踏まえつつ、財政の現状や税の意義・役割等に関する分かりやすい広報を積極的に行い、受益と負担のあり方に関する国民的な論議を深めていくことが重要である。学校教育においても、将来の社会を担う子供たちが早くから税の意義・役割等について考える機会を持てるよう、租税教育を一層充実させる必要がある。高等教育や社会人のための学びの場等においても、このような取組が幅広く行われることが重要である。

52

税に対する理解を深めるための取組事例

《もっと知りたい税のこと(令和3年6月)》

1. 税のしくみと役割	2
2. 税金を支払う仕組み	3
3. 税金の計算方法	4
4. 税金の控除	5
5. 税金の減額	6
6. 税金の戻金	7
7. 税金の滞り	8
8. 税金の滞り	9
9. 税金の滞り	10
10. 税金の滞り	11

※電子書籍化し、無料配信中

《令和3年度税制改正》

※財務省YouTubeチャンネルにて公開中

パンフレット

動画

《社会保険と税の一体改革》

社会保険と税の一体改革

【内閣府HP】
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syokaihosyou/>

《租税教育》

小学生租税教育用教材

小学生租税教育用教材

【国税庁HP】
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/index.htm>

《税制メールマガジン》

メルマガ

税制メールマガジン

で 検索

【財務省HP】
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index.htm

53

— 29 —

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

地方財政・地方税制の現状と課題

(資料①) 総論：地方財政・地方税政の現状と課題	33
(資料②) 地方財政の果たす役割	34
(資料③) 地方財政計画の歳出の推移	34
(資料④) 平成3年度と令和3年度の地方財政計画における歳入・歳出区分の比較	35
(資料⑤) 地方財政の財源不足と借入金残高の状況	35
(資料⑥) 国・地方の税源配分について	36
(資料⑦) 国税・地方税の税収内訳（令和3年度地方財政計画額）	36
(資料⑧) 地方税収（地方財政計画ベース）の推移	37
(資料⑨) 令和2年度地方税収決算見込額（地方財政計画ベース）	37
(資料⑩) 新型コロナウイルス感染症に係る地方税の「徴収猶予の特例」の適用状況 （最終集計）	38
(資料⑪) 主要税目（地方税）の税収の推移	38
(資料⑫) 人口一人当たりの税収額の指数（令和元年度決算額）	39
(資料⑬) 地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築	39
(資料⑭) 地方税収と人口一人当たりの税収額の指標の推移	40
(資料⑮) 各論①：個別地方税制の現状と課題	40
(資料⑯) 1. 固定資産税	41
(資料⑰) 固定資産税の仕組み	41
(資料⑱) 固定資産税の令和3年度評価替えへの対応	42
(資料⑲) 固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）	42
(資料⑳) 固定資産に係る令和3年度における特別な措置（イメージ）	43
(資料㉑) 基準年度の下落修正措置	43
(資料㉒) 令和3年地価公示について	44
(資料㉓) 措置年度の下落修正措置	44
(資料㉔) 同一市内において評価額と税額の高低が逆転する不公平な事例	45
(資料㉕) 令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）	45
(資料㉖) 2. 車体課税	46
(資料㉗) 車体課税（地方税）の現状	46
(資料㉘) 令和元年度税制改正における車体課税の大幅見直し（全体像）	47
(資料㉙) 環境性能割の税率区分の見直し（令和3年度改正）	47
(資料㉚) 環境性能割の臨時的軽減の延長（令和3年度改正）	48
(資料㉛) 令和3年度与党税制改正大綱（抄）	48
(資料㉜) 各論②：地方税務手続きの電子化	49
(資料㉝) ICT化の進展に対応した主な施策（地方税）	49
(資料㉞) eLTAX（エルタックス）について	50

(資料③⑤) 地方税の申告等に係る eLTAX 利用率の推移	50
(資料③⑥) 令和 3 年度税制改正（個人住民税の特別徴収税額通知の電子化）	51
(資料③⑦) 地方税共通納税システムについて	51
(資料③⑧) 地方税共通納税システムの実績(地方法人 2 税等, 個人住民税(特別徴収分))	52
(資料③⑨) 個人住民税（利子割等）の電子申告・納入について【令和 3 年10月～】	52
(資料④⑩) 令和 3 年度税制改正（地方税共通納税システムの対象税目の拡大）	53
(資料④⑪) 地方税統一 QR コードの活用について	53
(資料④⑫) ICT による収納手段の多様化	54

地方財政・地方税制の現状と課題



第73回 租税研究大会

令和3年9月13日

総務省 自治税務局長 稲岡 伸哉

(資料①)

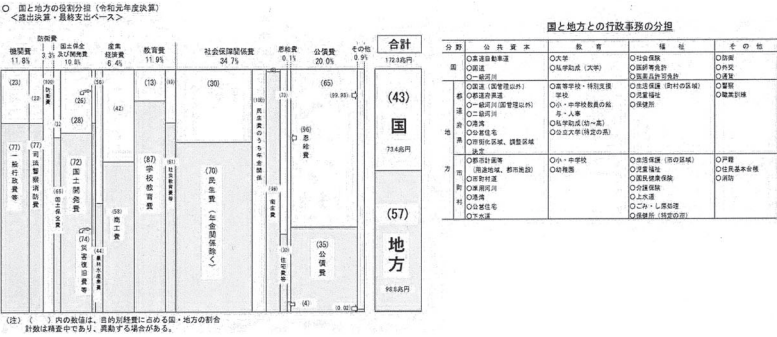


総論：地方財政・地方税制の現状と課題

(資料②)

地方財政の果たす役割

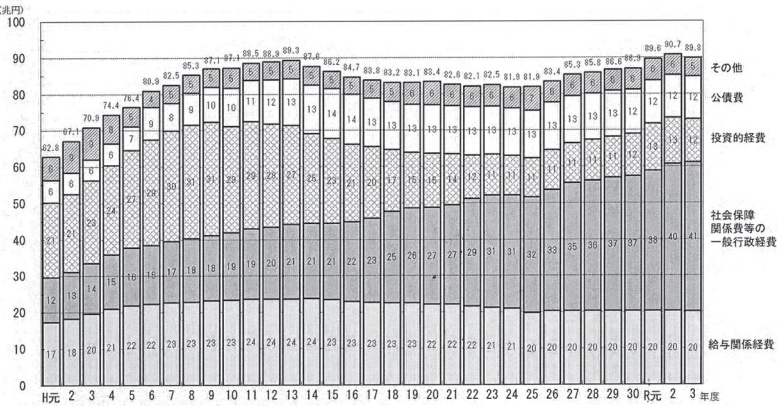
- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方公共団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。



(資料③)

地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。

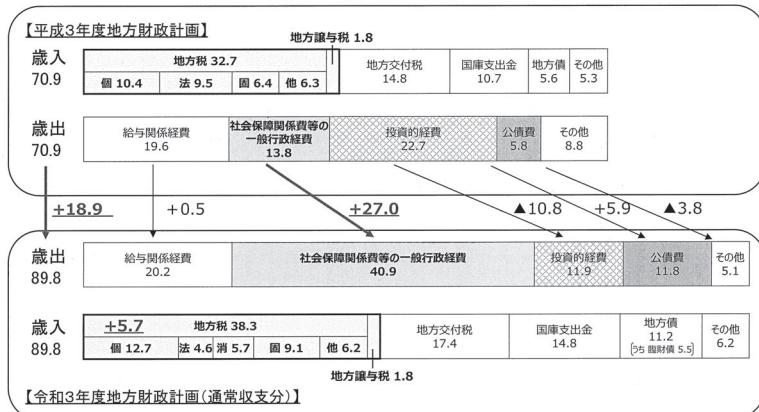


(資料④)

平成3年度と令和3年度の地方財政計画における歳入・歳出区分の比較

- 歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方で、投資的経費等が減少している。
- 歳入全体の伸びは+18.9兆円であるが、地方税・地方譲与税の伸びは+5.7兆円にとどまっている。

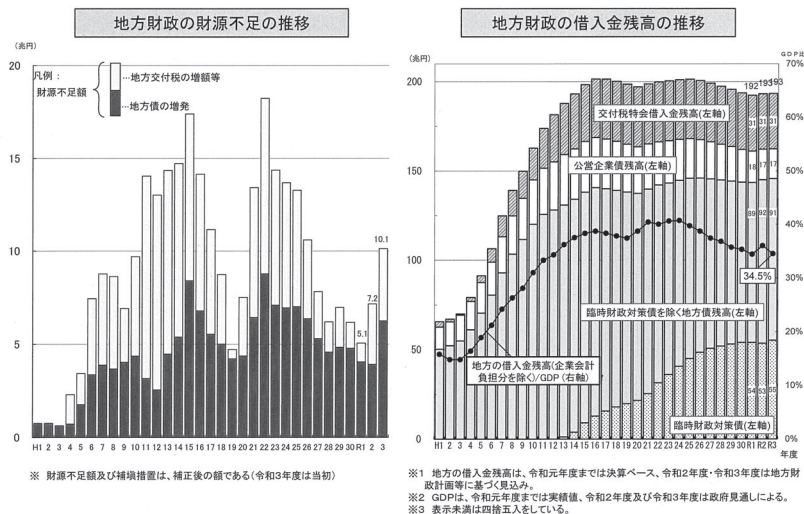
(単位：兆円)



4

(資料⑤)

地方財政の財源不足と借入金残高の状況

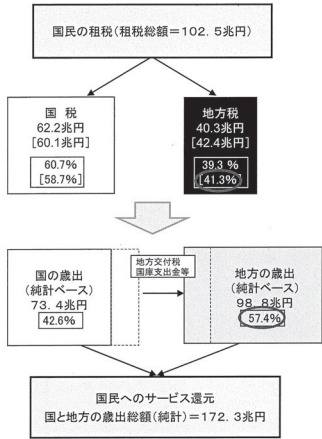


5

(資料⑥)

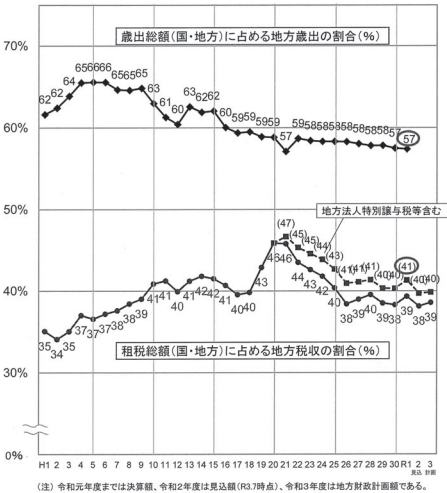
国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(令和元年度決算)



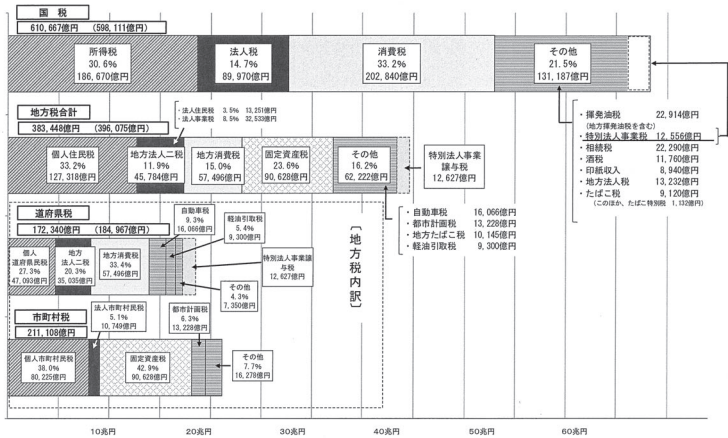
(注) 精査中であり、数値が変動することがある。
(注) 地方税には、超過課税及び法定外税率等を含まない。
(注) 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別税を含まない。
(注) 内は、国税は地方法人特別税を除き、地方税は地方法人特別税を含めた金額。

◎地方の税源・歳出配分の推移



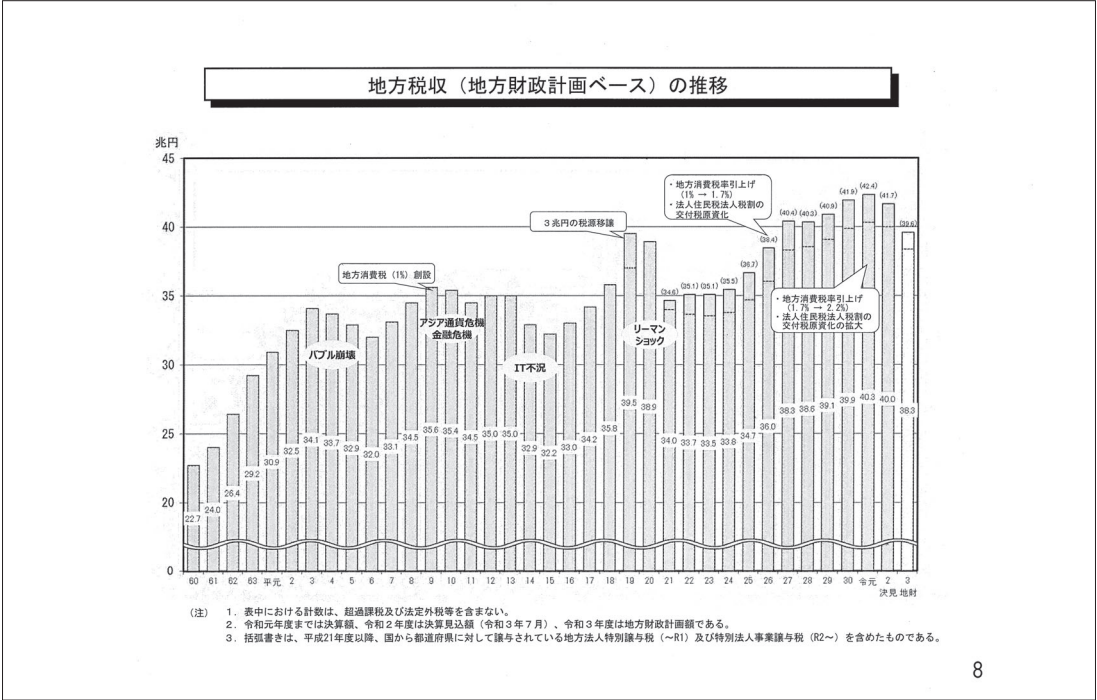
(資料⑦)

国税・地方税の税収内訳(令和3年度地方財政計画額)



(注) 1 各税目の内は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2 国税は特別税を含み、地方税には、超過課税及び法定外税率等を含まない。
3 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業税を含まない。(注) 内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業税を含めた金額である。
4 数値はそれぞれ税源収入によって異なるので、前と一致しない場合がある。

(資料⑧)



(資料⑨)

令和2年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）

	令和元年度 決算額	令和2年度 地財計画額	令和2年度 決算見込額 (令和3年7月)			令和3年度 地財計画額
			③	対R1 決算 (③-①)	対R2 地財 (③-②)	
個人住民税	13.1	13.2	13.4	+0.2	+0.1	12.7
地方法人二税 (特別法人事業譲与税等を含む)	8.9	8.3	7.4	▲1.5	▲0.9	5.8
うち特別法人 事業譲与税等	2.0	2.0	1.7	▲0.4	▲0.4	1.3
地方消費税	4.8	5.8	5.4	+0.6	▲0.4	5.7
固定資産税	9.2	9.3	9.3	+0.1	▲0.0	9.1
その他	6.4	6.4	6.2	▲0.2	▲0.2	6.2
地方税計 (特別法人事業譲与税等を含む)	42.4	43.0	41.7	▲0.7	▲1.4	39.6
地方税計 (特別法人事業譲与税等を除く)	40.3	41.0	40.0	▲0.3	▲1.0	38.3

(注) 1. 令和2年度決算見込額（令和3年7月）は、地方公共団体からの連絡値を集計したものである（最終的な決算額とは異同が生じることがある）。
2. 表中の計数は、超過課税、法定外税等を含まない。
3. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。
4. 特別法人事業譲与税等には、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税（～R1）及び特別法人事業譲与税（R2～）を計上している。

(資料⑩)

新型コロナウイルス感染症に係る地方税の「徴収猶予の特例」の適用状況（最終集計）

○ 地方税法附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例の適用状況について、地方団体が猶予申請を許可した件数及び税額は以下のとおり。

	適用状況	
	件数	税額
令和2年4月～ 令和3年2月	276,743件	375,171百万円

※ 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。

(参考) 税目別の特例猶予の適用税額

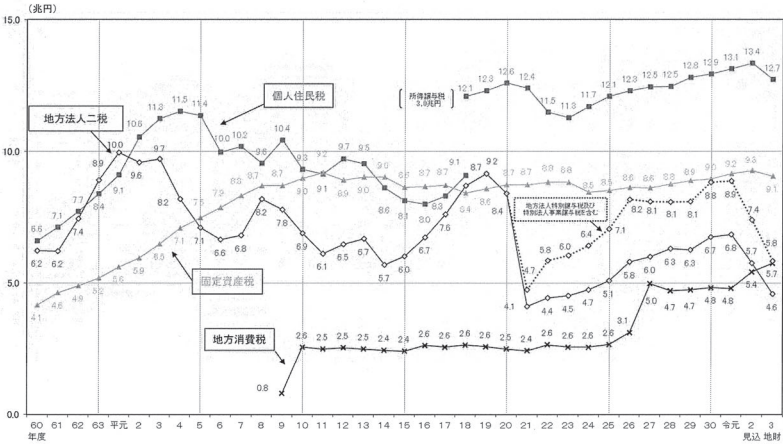
適用税額		
全税目	(100.0%)	375,171百万円
個人住民税	(4.8%)	18,322百万円
地方法人二税	(51.7%)	193,774百万円
固定資産税及び都市計画税	(37.4%)	139,365百万円
その他	(6.2%)	23,710百万円

※1 括弧内の数値は、全税目に占める構成比を表す。
※2 各々の計数において、百万円未満を四捨五入していることから、合計とは一致しない場合がある。
※3 地方消費税は、消費税と併せて国が賦課徴収を行っているため、適用税額には含まれていない。
なお、地方消費税に係る特例猶予の適用税額1,993.1億円程度（推計）を加えると、地方税全体の適用税額は5,744.8億円程度となる。

10

(資料⑪)

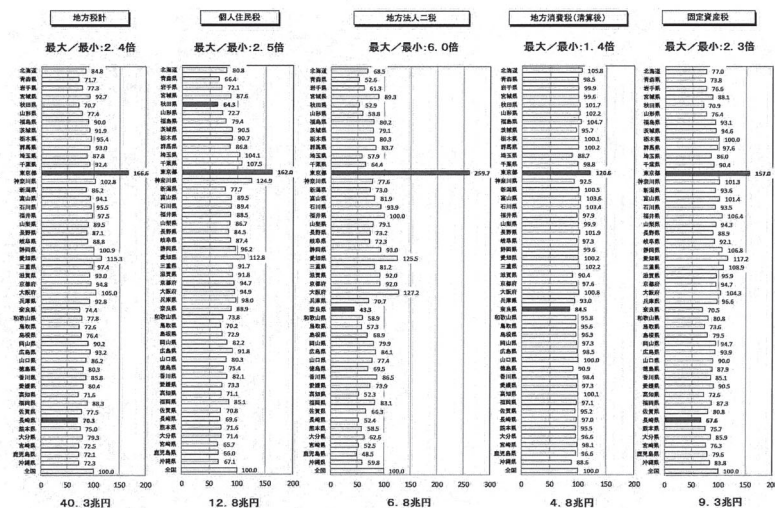
主要税目（地方税）の税収の推移



11

(資料12)

人口一人当たりの税収額の指数（令和元年度決算額）



(注) 上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

12

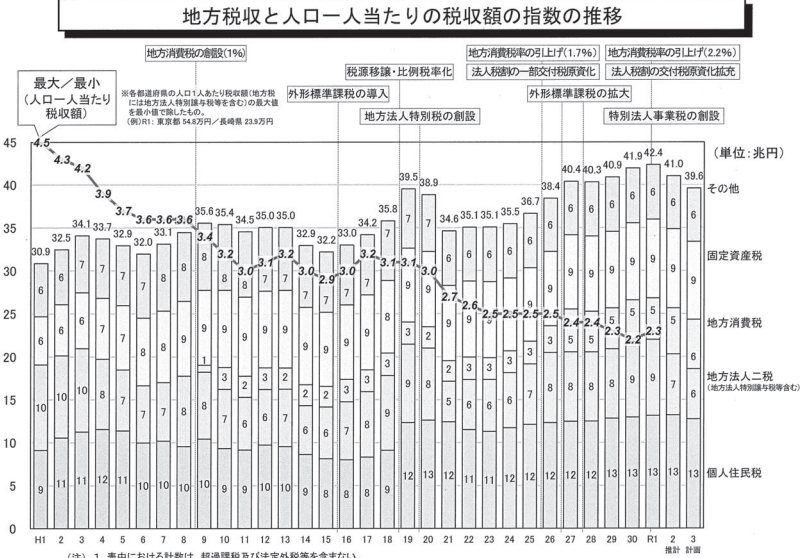
(資料13)

地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築



13

(資料⑭)

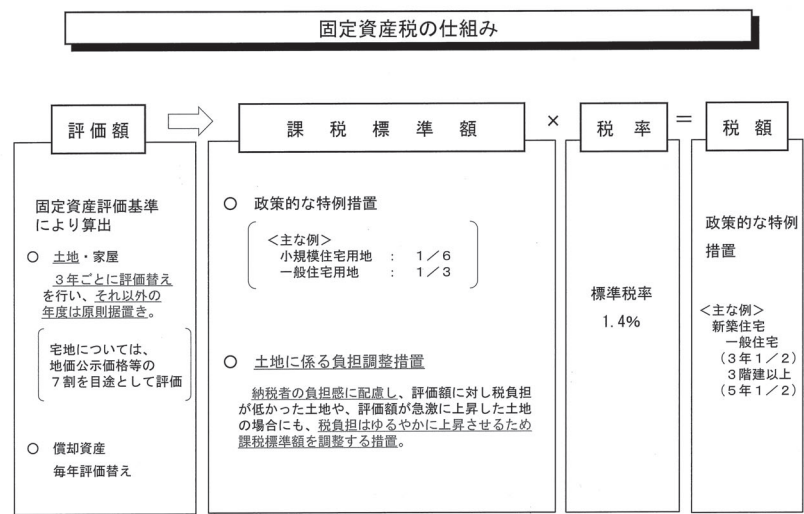


(資料⑮)



各論①: 個別地方税制の現状と課題

1. 固定資産税

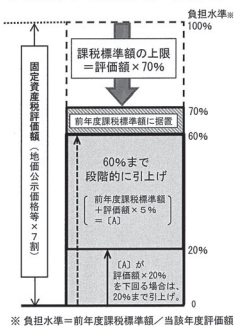


(資料18)

固定資産税の令和3年度評価替えへの対応

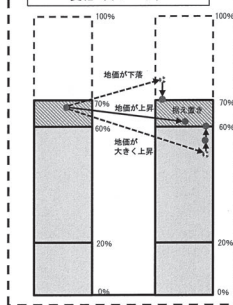
- 固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」を行い、価格の変化を反映（次回は、令和3年度が評価替え年度）。
- 平成6年度以降、宅地については地価公示価格等の7割を目途として評価。
- 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、令和3年度税制改正で令和3年度以降の負担調整措置等のあり方を検討。

【商業地等に係る課税の仕組み】



※ 負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額

地価変動による課税標準額の
変化（イメージ）

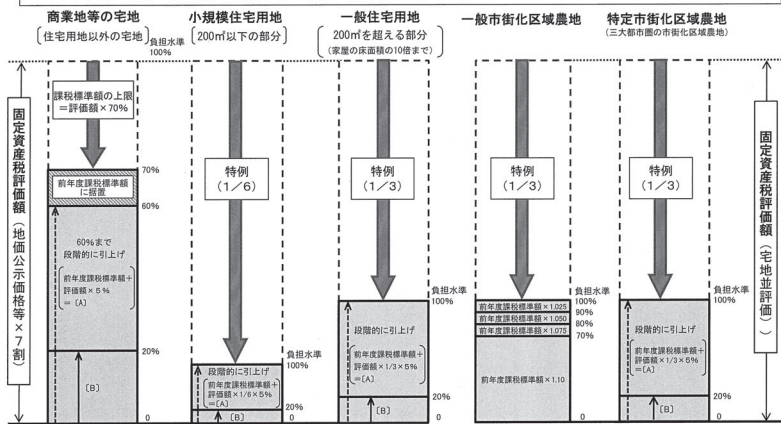


18

(資料19)

固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）

- 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。
- その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）について、令和3年度の課税標準額と令和2年度の課税標準額と同額とする。



※ 「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様
負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合（負担水準＝前年度課税標準額/当該年度評価額（×住宅用地特例率））
※ (A) が「評価額（×住宅用地特例率）×20%」を下回る場合は、「評価額（×住宅用地特例率）×20%」に引上げ（＝(B)）

※※ (A)が「評価額(×住宅用地特例率)×20%」を下回る場合は、「評価額(×住宅用地特例率)×20%」に引上げ(＝(B))

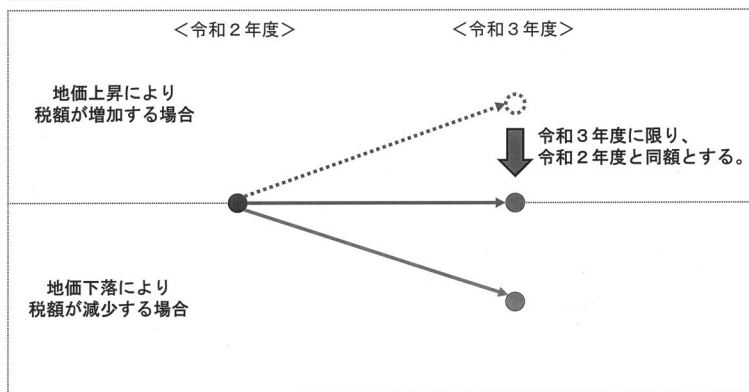
※※ (A)が「評価額(×住宅用地特例率)×20%」を下回る場合は、「評価額(×住宅用地特例率)×20%」に引上げ(＝(B))

19

(資料②)

固定資産税に係る令和3年度における特別な措置（イメージ）

税額の動き



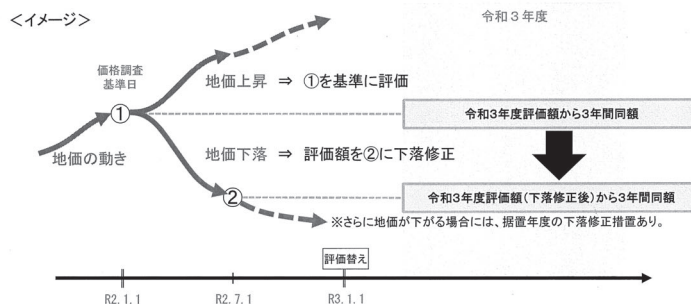
※ 商業地等・住宅用地・農地など全ての土地について適用。

20

(資料②)

基準年度の下落修正措置

- 評価替えでは、基準年度（令和3年度）の前年度の1月1日（価格調査基準日）の地価公示価格（①）を基準とする。
- ただし、7月1日までの半年間の地価の下落（①→②）を評価額に反映させるため、基準年度の下落修正措置が講じられている（なお、地価が上昇した場合は反映しない。）。



※ 令和3年度（基準年度）においては、事前調査で、地価下落があったほぼ全ての地域で下落修正措置を実施する予定との回答を得ている。

21

(資料②)

令和3年地価公示について						
都道府県地価調査との共通地点における半年ごとの地価変動率						
(単位：%)						
	住宅地			商業地		
	R3公示			R3公示		
	前半	後半	年間	前半	後半	年間
全 国	▲ 0.4	0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	0.0	▲ 1.4
三 大 都 市 圏	▲ 0.6	0.1	▲ 0.6	▲ 1.9	0.0	▲ 1.9
東 京 圏	▲ 0.6	0.1	▲ 0.5	▲ 1.5	0.0	▲ 1.5
大 阪 圏	▲ 0.4	0.0	▲ 0.5	▲ 2.2	▲ 0.6	▲ 2.8
名 古 屋 圏	▲ 1.2	0.3	▲ 0.9	▲ 2.6	0.9	▲ 1.8
地 方 圏	▲ 0.1	0.3	0.2	▲ 0.7	0.0	▲ 0.8
地 方 四 市	1.0	1.5	2.4	0.7	2.2	2.9
そ の 他	▲ 0.2	0.1	0.0	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 1.2

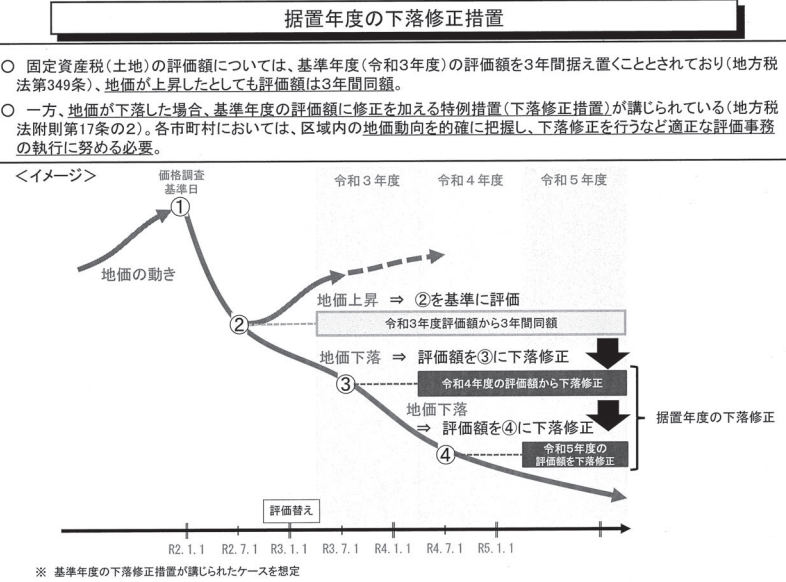
※ 都道府県地価調査(毎年7月1日時点実勢)との共通地点(1,633地点、うち住宅地1,128地点、商業地505地点。)での集計である。
R3公示前半：令和2年1月1日～令和2年7月1日の変動率 R3公示後半：令和2年7月1日～令和3年1月1日の変動率

この1年の地価動向を都道府県地価調査との共通地点における半年ごとの地価変動率で見ると、住宅地、商業地とも、前半(R2.1.1～R2.7.1)は、緊急事態宣言により全国的に経済活動が停滞した影響から、地方四市の住宅地・商業地を除き下落となっているが、後半(R2.7.1～R3.1.1)は、景気の持ち直しの動きが広がり、取引も回復したことを背景に、大阪圏の商業地を除き横ばい又は若干の上昇となっている。

ただし、後半も下落の地点数が上昇の地点数より多く、また、例えば東京都23区の商業地の後半の平均変動率が下落となるなど地域や地点による差があること、さらに、共通地点は比較的需要が堅調であった各地域の優良な住宅地やオフィス需要が中心となる商業地が含まれる割合が高いことに留意する必要がある。

【出展：国土交通省「令和3年地価公示の概要」「令和3年地価公示の結果の概要」より】

(資料③)



同一市内において評価額と税額の高低が逆転する不公平な事例

課税標準額の上限額(評価額×70%) 付近で課税されている土地	評価額×60%で 課税されている土地
<具体例Ⅰ> A市の商業地B(230㎡) R2評価額:約 5,677万円 R2課税標準額 = 約3,864万円 R2税額 = 約 54 万円	<具体例Ⅱ> A市の商業地C(109㎡) R2評価額:約 6,025万円 R2課税標準額 = 約3,615万円 R2税額 = 約 51 万円
評価額は具体例Ⅱが約348万円高いが、税額では具体例Ⅰが約3万円高いという逆転現象が発生	

24

令和3年度税制改正大綱(負担調整措置関係部分抜粋)

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

令和2年12月10日
自由民主党

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲(据置ゾーン)内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

25

令和元年度税制改正における車体課税の大幅見直し（全体像）

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

- 自動車税種別割の税率引下げ（恒久減税）
1,320億円程度（平年度ベース）
 - ・ 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から引下げ。
 - ・ 軽自動車税種別割の税率は、変更しない。
- 地方税財源の確保
1,320億円程度（平年度ベース）
 - ・ グリーン化特例・軽課（自動車税種別割・軽自動車税種別割）
 - ・ エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）
 - ・ 環境性能割（自動車税）対象の重点化、基準の見直し 等
- ・ 都道府県自動車重量税と税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）
- ・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

環境性能割の臨時的軽減

500億円程度（令和元、2年度の合計）

- ① 消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。（例：税率3%→税率2% 等）
- ② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

28

環境性能割の税率区分の見直し（令和3年度改正）

- 自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直す。

自家用乗用車

【改正前（令和元、2年度）】

	登録車	軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	非課税	非課税
ハイブリッド車・ PLG 車・ 車・ 車・	2020年度基準 +20%達成 2020年度基準 +10%達成 2020年度基準 達成	1% 2% 1%
上記以外	3%	2%

【改正後（令和3、4年度）】

	登録車	軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税	非課税
クリーンディーゼル車・ ハイブリッド車・ PLG 車・ 車・ 車・	2030年度基準 85%達成 2030年度基準 75%達成 2030年度基準 60%達成	1% 2% 1%
上記以外 又は2020年度基準未達成車	3%	2%

注1 現行・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。
注2 クリーンディーゼル車については、経過措置を設ける。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。
※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

29

環境性能割の臨時的軽減の延長（令和3年度改正）

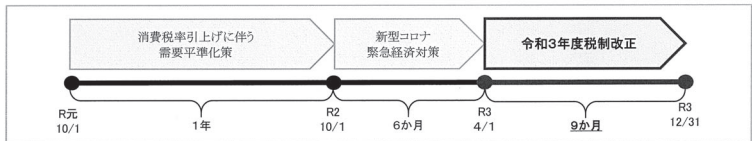
- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

対 象 令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容 自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕		〔軽自動車〕	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1%	非課税	1%	非課税
2%	1%	2%	1%
3%	2%		

【環境性能割の臨時的軽減の期間】



令和3年度与党税制改正大綱（抄）

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

令和2年12月10日
自由民主党・公明党

3. グリーン社会の実現

(2) 車体課税

自動車業界はCASEに代表される100年に一度といわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。

税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方でわが国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。

（中略）

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税等の期限到来に向けて、新たに燃費基準の対象となった電気自動車及びプラグインハイブリッド車について、令和12年度燃費基準に基づく燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税等における燃費基準の達成度に応じた評価について検討し、結論を得る。

第三 検討事項

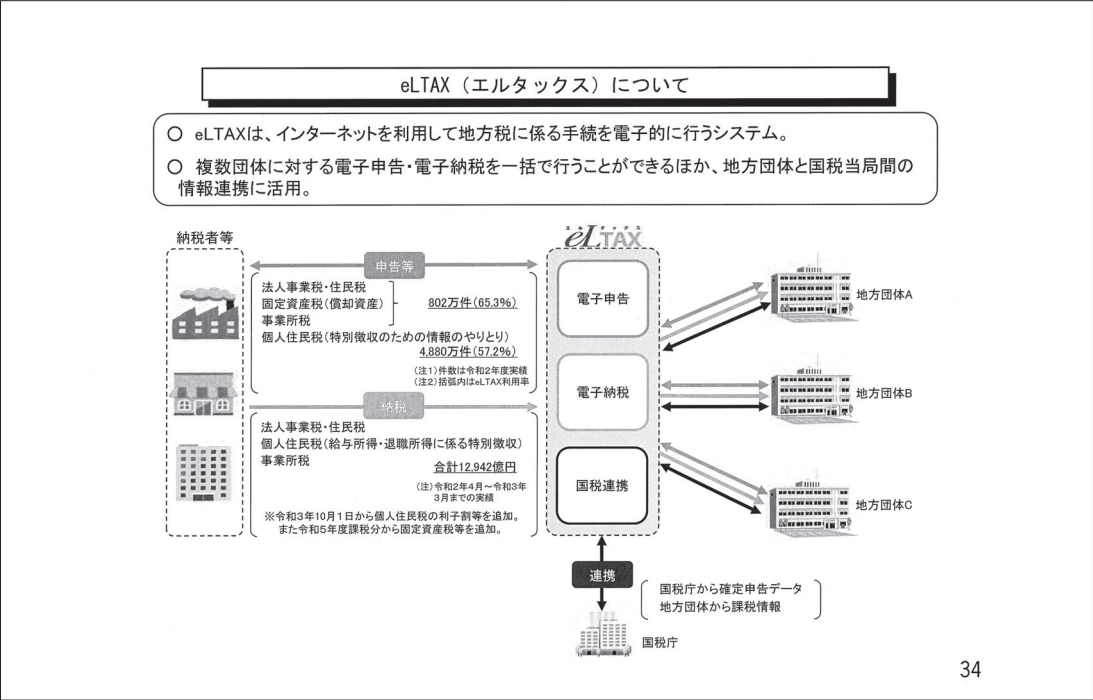
5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。



各論②: 地方税務手続の電子化

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)								
年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税 軽自動車税	固定資産税(償却 資産)	電子納税
H10 ～ H21	●法人住民税、法人 事業税の申告開始 (H10～) ●事業所得の申告 開始(H19～) ●法人設立届等の 提出開始(H19～)	●給与支払報告書・公 的年金等支払報告書 の申告開始(H19～)	●公的年金の特別 徴収データの通 知開始(H11～)			●OSS(自動車課 税関係手続のフ ィットアップサ ービス)による、自動 車税、自動車 重量税申告開始(新 車納税のみ) (H17～)	●固定資産税(償却 資産)の申告開始 (H16～)	
H22	全地方団体がeLTAXに接続							
H25		●一定規模以上の事業 者に対し給与支払報 告書・公的年金等支 払報告書の電子送 出を義務化		●所得税確定申告 書の連携開始 ●扶養控除情報の 連携開始				
H27						●JNS(自動車税納 付確認システム) 運用開始		
H28		●源泉徴収票・給与支 払報告書の電子送 出を一元化			●特別徴収税額通知 (特別徴収票利用)の 電子化			
H29				●源泉徴収報告書 情報の連携開始		●中古車新検査証、移 転登録、変更登録、 抹消、譲渡検査も付 属		
R1	●開票票等に基づく 申請手続の一元化 共通入力事務の 運用開始 (R2.3)							●地方税共通納税 システムの導入 (R1.10)
R2	●法人に属する 電子申告義務化 財産譲渡の 提出の一元化 (R2.41)	●給与支払報告書・公 的年金等支払報告書 の電子的提出基準の 引下げ(R2.11)						
R3								●金融所得課税に 係る申告・納入 手続の電子化 (R3.10)
R4 以降					●特別徴収税額通知 (住民税徴収専用)の 電子化(R3年度課 税分)	●軽OSS、軽JNS運 用開始(R5.1)	●固定資産税、自 動車税等の課税 税目への対象拡 大(R5年度以後 の課税分)	

(資料34)

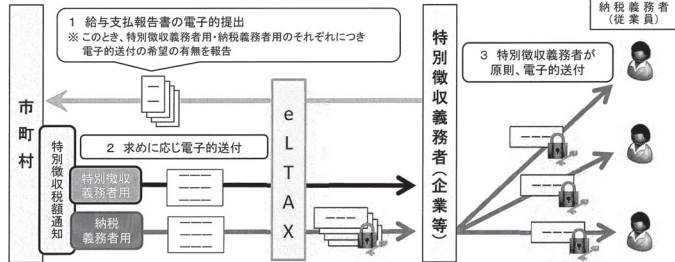


35

令和3年度税制改正（個人住民税の特別徴収税額通知の電子化）

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、個々の納税義務者に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。この場合において、当該特別徴収義務者は、納税義務者に、当該通知を原則として電子的に送付するものとする。
- 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。
（現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」（電子署名のないデータの送付）については、終了することとする。）
※ 令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用。

＜電子化のイメージ＞



地方税共通納税システムについて

- 法人は、事業活動が複数の地方団体にまたがること、また従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが高い。
- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となっている。

概要

＜主なメリット＞

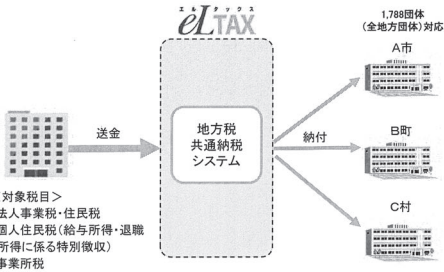
- 納税者
■ 対象税目について、全ての地方団体に
対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、
複数地方団体への納付が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の
負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減

地方団体

- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



- ＜対象税目＞
- ・法人事業税・住民税
 - ・個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）
 - ・事業所税

＜令和2年度実績＞

法人事業税・住民税		個人住民税（特別徴収分）		事業所税		合計	
納付件数 （払込件数）	納付額	納付件数 （払込件数）	納付額	納付件数 （払込件数）	納付額	納付件数 （払込件数）	納付額
254,992件 （482,665件）	10,703億円	467,817件 （2,727,067件）	1,953億円	4,283件 （7,185件）	286億円	727,092件 （3,216,917件）	12,942億円

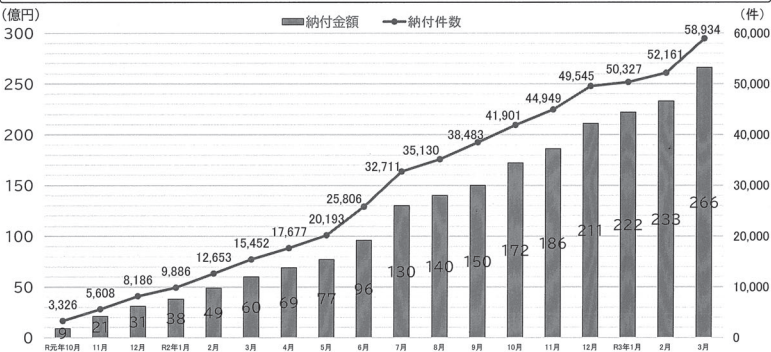
(資料38)

地方税共通納税システムの実績（地方法人2税等、個人住民税（特別徴収分））

○ 法人住民税及び法人事業税に係る電子納付件数、払込件数及び納付額は、前年同期（4月～6月）と比較して増加。

	R2年4月～6月(A)	R3年4月～6月(B)	B/A
納付件数	55,567件	114,823件	2.07倍
払込件数	118,883件	264,361件	2.22倍
納付額	3,330億円	8,399億円	2.52倍

○ 個人住民税（特別徴収分）の電子納付件数及び納付額も、順調に増加。



38

(資料39)

個人住民税（利子割等）の電子申告・納入について【令和3年10月～】

○ 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告・納入を電子化。（令和3年10月1日以後の申告及び納入について適用。）



電子化による入力支援

電子化により、合計金額の自動計算等の入力支援機能がご利用いただけます。



全国の都道府県へ一括手続き

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納入申告が可能です。
提出先の地方団体ごとに申告データを自動で振り分けて送信します。また、複数団体への納入もまとめて支払いが可能です。



利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に関する特設ページ

以下のサイトをご確認ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>



LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

39

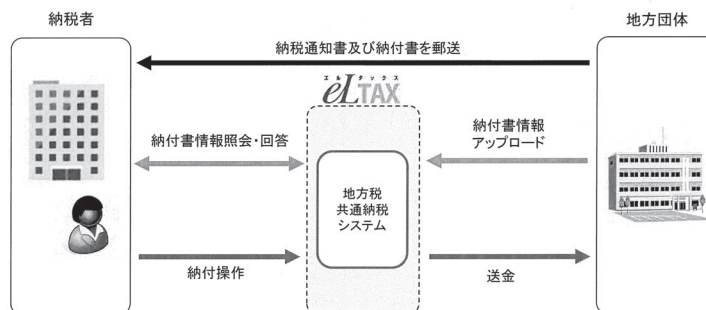
(資料④)

令和3年度税制改正（地方税共通納税システムの対象税目の拡大）

- これまで申告税目が地方税共通納税システムの対象となっていたが、令和3年度税制改正において、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加するための所要の措置を講ずることとされた。

※ 令和5年度以後の課税分について適用。

<対象税目を賦課税目に拡大した場合のイメージ>



40

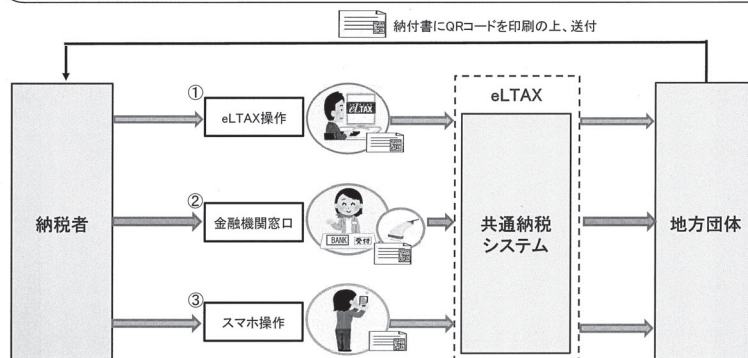
(資料④)

地方税統一QRコードの活用について

- 地方団体は、関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性向上のため、令和5年度から地方税の納付書に地方税統一QRコードを付す。

※対象税目：固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割（他の税目についても希望する団体はQRコードの活用が可能）

- 当該QRコードは、①eLTAX操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税に活用する。



41

ICTによる収納手段の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。
※ 例えば、コンビニ納税には、令和元年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

<令和元年度における収納手段の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー(MPN)
都道府県	対応団体	47団体	47団体	45団体	44団体
	利用件数	787万件	2,311万件	230万件	798万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.10倍	1.41倍	9.42倍	1.48倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,272団体	253団体	88団体
	利用件数	1億2,457万件	8,839万件	130万件	353万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.05倍	1.83倍	20.96倍	3.32倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

國際課稅關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

(国際課税資料1) 第I部	57
(国際課税資料2) BEPS プロジェクト	58
(国際課税資料3) 「BEPS プロジェクト」について①	58
(国際課税資料4) 「BEPS プロジェクト」について②	59
(国際課税資料5) BEPS 包摂的枠組み (Inclusive framework on BEPS) 参加国・地域 (2021年9月現在)	59
(国際課税資料6) 「BEPS プロジェクト」の三本柱	60
(国際課税資料7) 「BEPS プロジェクト」に関する主な出来事	60
(国際課税資料8) 「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要	61
(国際課税資料9) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題	61
(国際課税資料10) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題	62
(国際課税資料11) OECD を中心とした検討の経緯	62
(国際課税資料12) G20財務大臣・中央銀行総裁会議コミュニケ (仮訳抜粋) (2021年7月10日於:ベネチア)	63
(国際課税資料13) G20財務大臣・中央銀行総裁会議コミュニケ (2021年7月10日於:ベネチア)	63
(国際課税資料14) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題: 「大枠合意」の概要 (2021年7月)	64
(国際課税資料15) 第1の柱 国際課税原則の見直し (市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し)	64
(国際課税資料16) 第1の柱:市場国への新たな課税権の配分	65
(国際課税資料17) BEPS 包摂的枠組みの大枠合意 (2021年7月) 第1の柱①	65
(国際課税資料18) BEPS 包摂的枠組みの大枠合意 (2021年7月) 第1の柱②	66
(国際課税資料19) 第1の柱:利益Aの適用のプロセス①	66
(国際課税資料20) 第1の柱:利益Aの適用のプロセス②	67
(国際課税資料21) 第1の柱:構成項目(「ビルディング・ブロック」)の制度の骨格①	67
(国際課税資料22) 第1の柱:構成項目(「ビルディング・ブロック」)の制度の骨格②	68
(国際課税資料23) 第1の柱:構成項目(「ビルディング・ブロック」)の制度の骨格③	68
(国際課税資料24) 暫定的措置 (デジタル課税) に関する諸外国の主な動き (2021年8月時点)	69

(国際課税資料25) 第Ⅱ部	69
(国際課税資料26) 第2の柱 グローバルミニマム課税の導入	70
(国際課税資料27) 第2の柱：グローバルミニマム課税の導入	70
(国際課税資料28) 第2の柱：主要な2つのルール（イメージ）	71
(国際課税資料29) 第2の柱：所得合算ルール（イメージ）	71
(国際課税資料30) BEPS 包摂的枠組みの大枠合意（2021年7月）第2の柱①	72
(国際課税資料31) BEPS 包摂的枠組みの大枠合意（2021年7月）第2の柱②	72
(国際課税資料32) 第2の柱：租税条約上のルール	73
(国際課税資料33) 第2の柱：構成項目（「ビルディング・ブロック」）の制度の骨格①	73
(国際課税資料34) 第2の柱：構成項目（「ビルディング・ブロック」）の制度の骨格②	74
(国際課税資料35) 今後について	74
(国際課税資料36) （再掲）G20財務大臣・中央銀行総裁会議コミュニケ（仮訳抜粋） （2021年7月10日於：ベネチア）	75
(国際課税資料37) 令和2年度与党税制改正大綱 （抜粋：経済のデジタル化に伴う課税上の対応）	75
(国際課税資料38) 令和3年度与党税制改正大綱 （抜粋：経済のデジタル化への国際課税上の対応）（抄）	76

経済のデジタル化に伴う 課税上の課題への対応

令和3年9月

(国際課税資料 1)

第 I 部

BEPSプロジェクト

2

「BEPSプロジェクト」について①

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公平な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ グローバルな経済活動、ローカルな課税: 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ 負担の公平性: 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

3

「BEPSプロジェクト」について②

○ 経緯

2012年6月 OECD租税委員会(当時の議長:浅川元財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。

2013年7月 G20財務大臣からの要請も受け、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。

2014年9月 「第一弾報告書」公表。

2015年10月 「最終報告書」を公表。

同年11月 G20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。

2016年6月 京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在約140カ国)

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリングを実施中。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築
⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 上記の取組はG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード。

4

OECD加盟国		OECD非加盟国 = BEPS Associate			
		京都会合及び会合後に参加した国・地域			
		【京都会合で参加】			
オーストラリア	カナダ	ペナン	ブルネイ	ブルガリア	ブルキナファソ
フランス	②ドイツ	コンゴ	コロンビア	キューバ	エジプト
イタリア	日本	ガボン	ジョージア	カンザ	ハイチ
英国	米国	インドネシア	ジャージー	ケニア	リベリア
韓国	メキシコ	ロシア	マルタ	③ナイジェリア	パキスタン
トルコ		サウジアラビア	パラグアイ	サンマリノ	セネガル
		タイ	シンガポール	ウルグアイ	シエラレオネ
G20メンバー		【京都会合後に参加】			
ニュージーランド	チリ	アンドラ	アンゴラ	ベリーズ	バミューダ諸島
ノルウェー	アイスランド	BVI	ケイマン諸島	バルバドス	コートジボワール
イスラエル	オランダ	マカオ	ジャマイカ	タルクス・カイコス	カザフスタン
ベルギー	ルクセンブルク	モリシャス	モンセラト	パナマ	ペルー
フィンランド	スウェーデン	タイ	ウクライナ	ベトナム	オマーン
オーストラリア	デンマーク	セントクリストファー・ネイビス	カタール	チュニジア	トリニダード・トバゴ
スペイン	ポルトガル	グレナダ	④グアドループ	モザンビーク	セルビア
ギリシャ	アンダーランド	セントルシア	バーレーン	アラブ首長国連邦	北マケドニア
チェコ	ハンガリー	アルバ	ドミニカ共和国	ドミニカ国	カーボベルデ
ポランド	スロバキア	アンティグア・バーブーダ	セントビンセント及びグレナディーン諸島	セントビンセント及びグレナディーン諸島	クック諸島
エストニア	スロベニア	フェロー諸島	グリーンランド	アルメニア	モロッコ
スイス	ラトビア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ホンジュラス	アルバニア	ナミビア
リトニア	クロアチア	モンテネグロ		サモア	ペラレーン
コスタリカ					

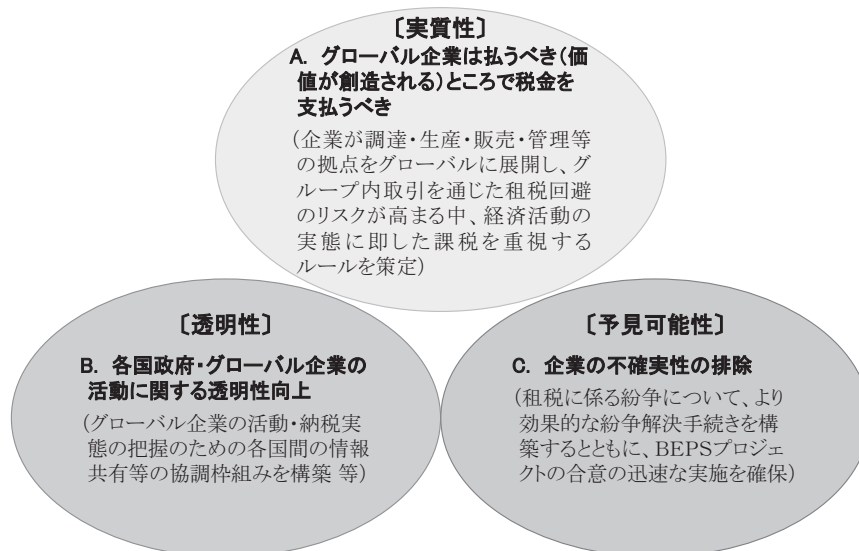
注1: メンバー国・地域は、対等な立場 (equal footing) で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。

ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

注2: 下線はBEPS包括的枠組運営委員会メンバー(2021年)の出身国を、②は議長出身国を、③は議長代理出身国をそれぞれ指す。

5

「BEPSプロジェクト」の三本柱



6

「BEPSプロジェクト」に関する主な出来事

時期	会議体	概要
2011年7月	OECD租税委員会	浅川副財務官(当時)がアジア人初の議長に就任
2012年6月	OECD租税委員会	BEPSプロジェクト開始
2013年5月	G7財務大臣会合(英・バッキンガムシャー)	BEPSに対応する必要性を確認
2013年6月	G8サミット(英・ロックアーン)	BEPSプロジェクトを歓迎
2013年7月 2013年9月	G20財務大臣会合(露・サンクトペテルブルク) G20サミット(露・モスクワ)	BEPS行動計画を承認
2015年10月	G20財務大臣会合(ペルー・リマ)	BEPS最終報告書を報告
2016年6月	第1回BEPS包括的枠組み会合(京都)	OECD非加盟国を含む82法域が参加
2018年3月	G20財務大臣会合(亜・ブエノスアイレス)	OECDが「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」を提出
2019年6月	G20財務大臣会合(福岡) G20サミット(大阪)	「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づいた解決策の策定に向けた作業計画」を承認
2020年2月	G20財務大臣会合(サウジアラビア・リヤド)	第1の柱の統合的アプローチに係る制度の大枠を交渉の土台として承認するとともに、第2の柱の進捗報告書を歓迎
2020年10月	G20財務大臣会合(オンライン)	第1の柱及び第2の柱の青写真に関する報告書を歓迎
2021年6月	G7財務大臣会合(英・ロンドン) G7サミット(英・コーンウォール)	課税権の配分に関する公平な解決策及び国別での15%以上のグローバル・ミニマム課税について、7月のG20財務大臣会合での合意を期待
2021年7月	BEPS包括的枠組み会合(オンライン)	2つの柱からなる解決策の大枠に合意
2021年7月	G20財務大臣会合(伊・ベネチア)	BEPS包括的枠組みによる「大枠合意」を承認、10月のG20財務大臣会合までに詳細な実施計画と設計項目の最終化を要請

7

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要	
A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築（実質性） (1) 電子経済の発展への対応 電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。 行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)	B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上（透明性） (4) 透明性の向上 多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、租税当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。 行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換 行動11 BEPS調達のデータ収集・分析方法の確立 行動12 タックス・プランニングの職務的開示 → 法改正の要を含め検討 行動13 多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化) → 28年度改正で対応済み
(2) 各国制度の国際的一貫性の確立 各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。 行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応 行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握できるよう見直し(29年度改正) 行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について見直し(令和元年度改正) 行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応	C. 企業の不確実性の排除（予見可能性） (5) 法的安定性の向上 BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより効果的なものとするを図った。 行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応
(3) 国際基準の効果の回復 伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。 行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応 行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正) 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応 行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて見直し(令和元年度改正)	(6) BEPSへの迅速な対応 BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。 行動15 多数国間協定の開発 → 参加(31年1月に発効)

経済のデジタル化に伴う 国際課税上の課題
--

経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題

① 国際課税原則の現代化の必要性

➢ 「PEなければ課税なし」

国内に外国企業の支店・工場等の物理的拠点(PE:Permanent Establishment)がある場合にのみ、その外国企業の事業所得に課税することができる。

➡ 経済のデジタル化の進展により、市場国にPEを置かず**にビジネスを行う企業**が出現。市場国で課税が行えない事例が顕在化。

➢ 「独立企業原則」に基づく利益配分ルール

多国籍企業グループ内部の国際取引では、その取引価格について、独立した企業同士であれば成立したであろう「通常の価格(独立企業間価格)」で取引が行われたものとみなして各グループ企業の所得を計算する(多国籍企業の利益を各国間で配分するルールとして機能)。

➡ 経済のデジタル化の進展により、多国籍企業が国境をまたいで行うグループ内における取引(無形資産取引を含む)を増大させており、独立企業間価格の算定が困難となってきている。

② 軽課税国へのBEPSリスクの増大

➡ 経済のデジタル化の進展により、ビジネスにとって無形資産の重要性が増大。関連企業間の取引等を通じて、利益等を軽課税国に移転することが容易になっている。

10

OECDを中心とした検討の経緯

2015年10月

「BEPS行動計画1最終報告書 デジタル経済の課税上の課題への対応」

○ 経済全体が急速にデジタル化の中、税の観点からデジタル経済をその他の経済と区別することは困難。法人課税については2020年まで作業を継続することに合意。

2018年3月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」

○ 2020年までにコンセンサスに基づいた解決策の取りまとめに向けて作業を進める(2019年にアップデートを行う)ことに合意。

2019年6月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」

○ 解決策の論点と今後の検討作業を取りまとめ。2020年末の最終報告書にむけた作業の実施に合意。

2020年1月

「第1の柱の統合的アプローチに係る制度の大枠と第2の柱の進捗報告書」

○ 「統合的アプローチ」を第1の柱の交渉の基礎として承認。2020年末までの合意へのコミットを確認。

2020年10月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題—写真真に関する報告書(第1・第2の柱)」

○ 将来の合意のための強固な土台を提示。2021年半ばまでに成功裡の結論に到達することを目指して、残された論点に迅速に取り組むことに合意。

2021年7月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明(大枠合意)」

○ 2つの柱からなる解決策の大枠に合意。残された論点や詳細な実施計画は2021年10月に最終合意を目指す。

11

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議 コミュニケ（仮訳抜粋）
(2021年7月10日 於：ベネチア)

長年にわたる議論を経て、昨年得られた進捗に基づき、我々は、より安定的でより公正な国際課税制度に関する歴史的な合意を成し遂げた。我々は、7月1日にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」が公表した「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明」において示された、多国籍企業の利益の再配分と効果的なグローバル・ミニマム課税に関する2つの柱の重要な構成項目を承認する。我々は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」に対して、10月の次回会合までに、残された課題を迅速に解決し、2つの柱の詳細な実施計画と合わせて、合意された枠組みの範囲内で設計項目を最終化することを求める。我々は、国際合意にまだ参加していないOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」の全ての参加国・地域に対して、国際合意に参加するよう招請する。我々は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」への途上国の参加を通して得られた進捗の評価に関する途上国との協議プロセスを歓迎し、OECDによる報告書を10月に期待する。

12

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議 コミュニケ
(2021年7月10日 於：ベネチア)

After many years of discussions and building on the progress made last year, we have achieved a historic agreement on a more stable and fairer international tax architecture. We endorse the key components of the two pillars on the reallocation of profits of multinational enterprises and an effective global minimum tax as set out in the “Statement on a two-pillar solution to address the tax challenges arising from the digitalisation of the economy” released by the OECD/G20 Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting (BEPS) on July 1. We call on the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS to swiftly address the remaining issues and finalise the design elements within the agreed framework together with a detailed plan for the implementation of the two pillars by our next meeting in October. We invite all members of the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS that have not yet joined the international agreement to do so. We welcome the consultation process with developing countries on assessing progress made through their participation at the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS and look forward to the Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) report in October.

13

経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題：「大枠合意」の概要(2021年7月)

OECD/G20 BEPS包括的枠組み(IF)における大枠合意

- ・ 2つの柱からなる解決策の大枠に合意。
- ・ 残された論点を含む詳細な実施計画について、2021年10月に最終合意。
- ※ 今後の日程： 2021年10月12・13日 G20財務大臣・中銀総裁会議

【第1の柱】

- ・ 課税対象は、全世界売上が200億ユーロ(約2.6兆円)超、かつ、利益率が10%超の多国籍企業。売上閾値について条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として100億ユーロ(約1.3兆円)に引下げ。
- ※ 上記閾値を満たすセグメントがある場合には、例外的にセグメント単位で課税。
- ・ 売上の10%を超える超過利益の20%～30%を売上等に応じて市場国に配分。
- ・ 義務的・拘束的な紛争防止・解決メカニズムを導入。
- ・ 全ての企業に対する全てのデジタルサービス税等の廃止について適切な調整を行う。
- ・ 実施目標：2022年多国間条約策定、2023年実施。

【第2の柱】

- ・ 最低税率(実効税率ベース)は、15%以上。
- ・ 対象所得から、有形資産(簿価)と支払給与の5%以上を除外(当初5年間は7.5%以上)。
- ・ 米国GILTI(米国外軽課税無形資産所得)税制との共存の条件を検討。
- ・ 実施目標：2022年各国国内法改正、2023年実施(導入は各国の任意)。

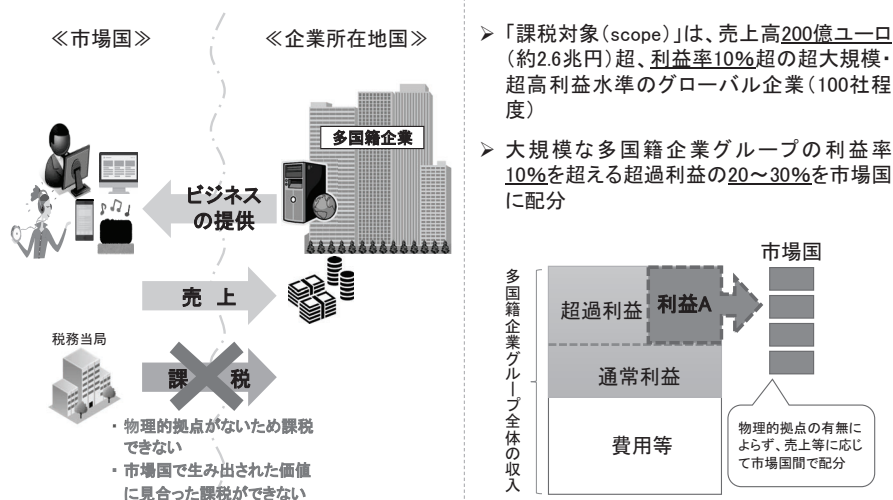
14

第1の柱

国際課税原則の見直し (市場国に対し適切に課税所得を 配分するためのルールの見直し)

15

第1の柱: 市場国への新たな課税権の配分



16

BEPS包括的枠組みの大枠合意(2021年7月) 第1の柱①

○市場国への新たな課税権配分ルール(利益A)

【課税対象】

- 全世界売上が200億ユーロ(約2.6兆円)超、かつ、利益率が10%超の多国籍企業。
- 売上閾値について条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として100億ユーロ(約1.3兆円)に引下げ。

【配分割合】

- 売上の10%を超える超過利益の20%~30%を、ネクサス(課税根拠)を有する市場国に配分。(配分割合は今後決定)

【ネクサス(課税根拠)】

- 市場国での100万ユーロ(約1.3億円)の売上。
※ GDPが400億ユーロ(約5.2兆円)未満の国は25万ユーロ(約3,250万円)。

【セグメント】

- セグメント別計算は、例外的な場合のみ実施(セグメント単体で【課税対象】を満たす場合)。

17

BEPS包括的枠組みの大枠合意(2021年7月) 第1の柱②

○税の安定性

- ・市場国への新たな課税権配分ルール(利益A)の対象となる多国籍企業に、利益Aに関連する全ての争点について義務的・拘束的な紛争防止・解決メカニズムを提供。

○一方的措置

- ・新たな国際課税ルール適用と、全ての企業に対する全てのデジタルサービス税及びその他の関連する類似の税制措置の廃止の間で、適切な調整を行う。

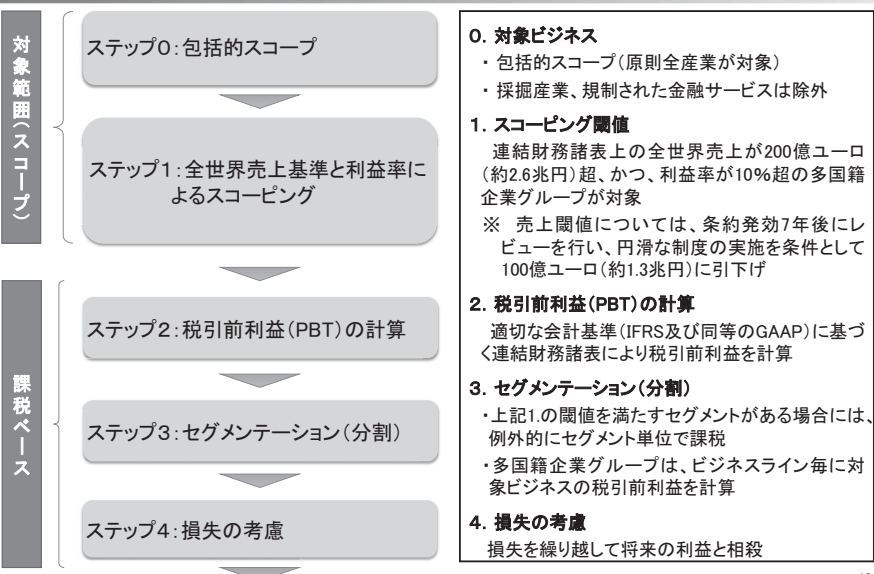
○実施目標

- ・多国間条約は、2022年に策定・署名開放され、2023年に適用が開始される。

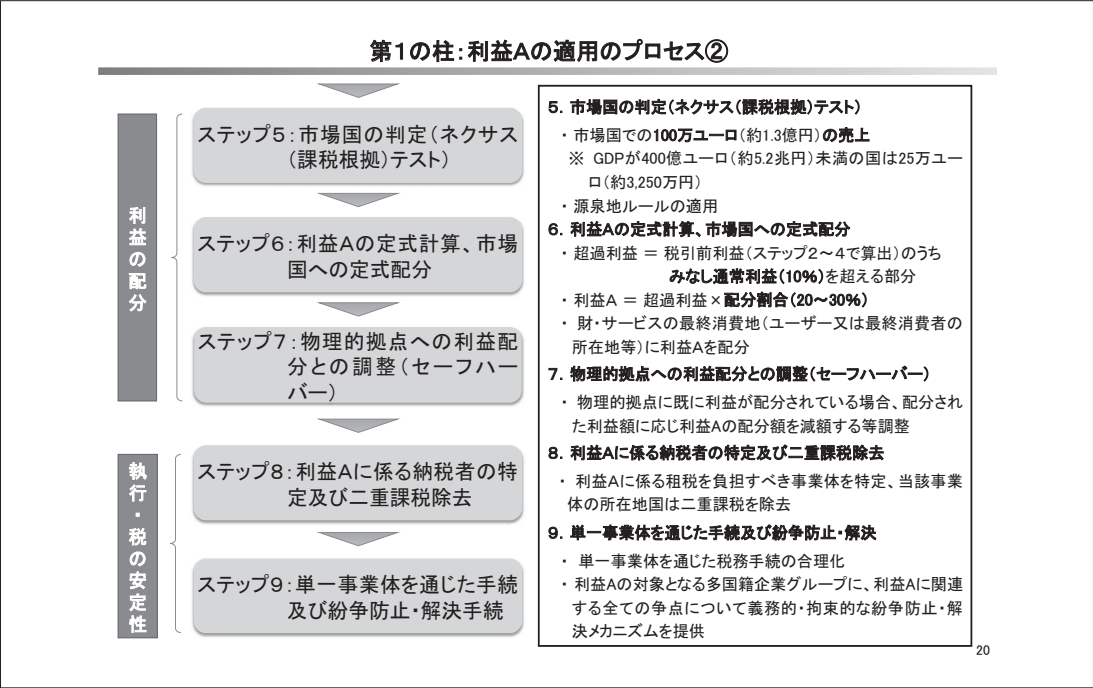
※ 利益Bについては、2022年末までに作業完了。

18

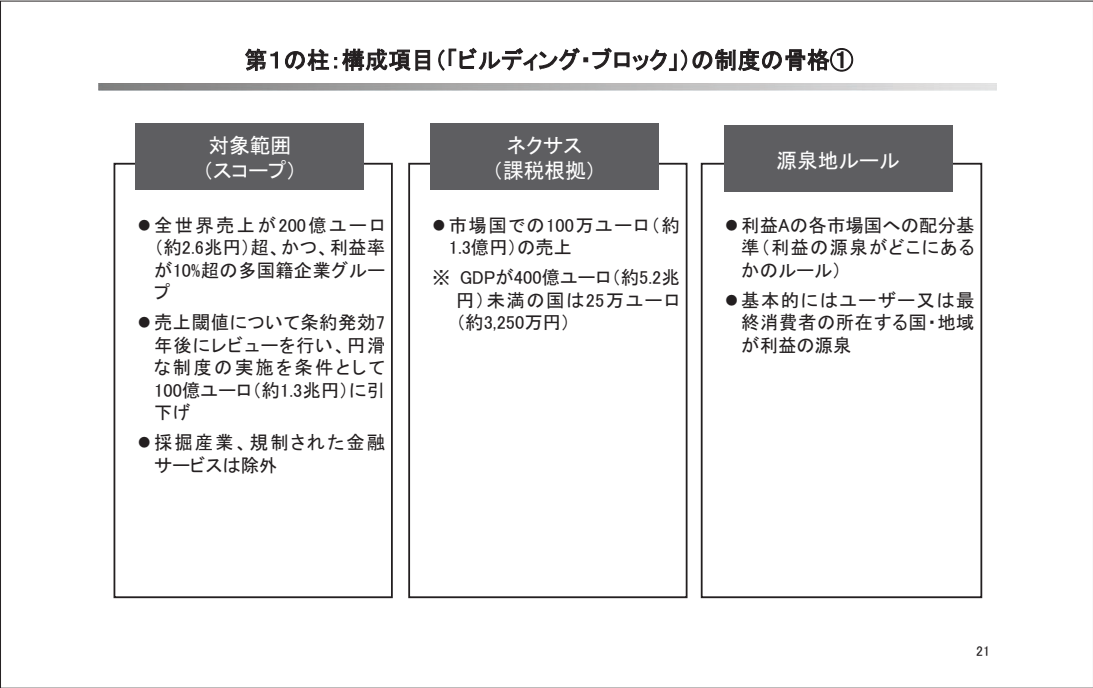
第1の柱:利益Aの適用のプロセス①



19



20



第1の柱:構成項目(「ビルディング・ブロック」)の制度の骨格②

課税ベース

- 利益A(課税ベース)算定のための各国共通ルールの設定
- セグメント別計算は、例外的な場合のみ実施(セグメント単体で「スコープ」閾値を満たす場合)、財務諸表上の開示セグメントを利用

利益の配分

- 定式利益配分:売上の10%(みなし通常利益率)を超える超過利益の20%~30%(配分割合)を、ネクサス(課税根拠)を有する市場国に売上等の割合に応じて配分
- 調整メカニズム:物理的拠点に既に利益が配分されている場合、配分された利益額に応じ利益Aの配分額を減額する等調整(セーフハーバー)

二重課税の除去

- 納税者の特定
- 二重課税の除去(国外所得免除方式・外国税額控除方式の選択制)

22

第1の柱:構成項目(「ビルディング・ブロック」)の制度の骨格③

税の安定性

- 市場国への新たな課税権配分ルール(利益A)の対象となる多国籍企業グループに、利益Aに関連する全ての争点について義務的・拘束的な紛争防止・解決メカニズムを提供
- 事案が利益Aに関連するか否かの争いについても、義務的・拘束的な紛争解決手続を適用

実施及び運用

- 国内法、多国間条約及びガイドランスを通じた第1の柱の実施
- 新たな国際課税ルールの適用と、全ての企業に対する全てのデジタルサービス税及びその他の関連する類似の税制措置の廃止の間で、適切な調整を行う

利益B

- 対象範囲は、市場国における基礎的販売活動に対する定率配分
- 適切な(独立企業原則に基づく)固定利益率の設定
- 2022年末までに作業完了

23

暫定的措置（デジタル課税）に関する諸外国の主な動き（2021年8月時点）

 フランス	デジタル・サービス・タックス - 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。 2019年7月施行。同措置に反対する米国に配慮し、徴税を2020年末まで延期。 ※凍結していたDSTの徴収を2020年末に再開（報道ベース）。	 インド	平衡税（Equalization levy） 2016年6月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収。 2020年4月から新たにeコマースの提供等を行う外国法人の収入に2%を課税。
 イタリア	デジタル・サービス・タックス - 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。 2020年1月施行。	 インドネシア	電子取引税（Electronic transaction tax） - 外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。 2020年5月法案が可決。今後、税率等詳細を公表予定。
 イギリス	デジタル・サービス・タックス - 対象ビジネスの域内売上に2%を課税。 2020年4月から適用。	 スペイン	デジタル・サービス・タックス - 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。 2020年10月法案が可決。2021年1月施行。
 オーストリア	デジタル広告税（Digital tax） - 域内のオンライン広告売上に5%を課税。 2019年10月法案が可決。2020年1月施行。	 トルコ	デジタル・サービス・タックス - 対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。 2019年12月公布。2020年3月施行。
 カナダ	デジタル・サービス・タックス - 対象ビジネスの域内売上に3%を課税予定。 2022年1月より施行予定。	 EU	デジタル賦課金（Digital levy） 2020年5月、COVID-19の復興計画において、財源としてデジタル賦課金の検討を表明。 2021年6月までに制度を提案するとしていたが、2021年7月のOECD/G20での大枠合意を踏まえ、秋頃まで保留すると発表。 ※なお、当初EUとしてDSTの導入を目指していたが、2019年3月にEUでの合意を断念。

24

第 II 部

25

第2の柱

グローバルミニマム課税の導入

26

第2の柱：グローバルミニマム課税の導入

背景

- 経済のデジタル化・無形資産化により軽課税国への利益移転リスクが増大
- 低い法人税率や優遇税制によって、多国籍企業を誘致する国・地域の存在



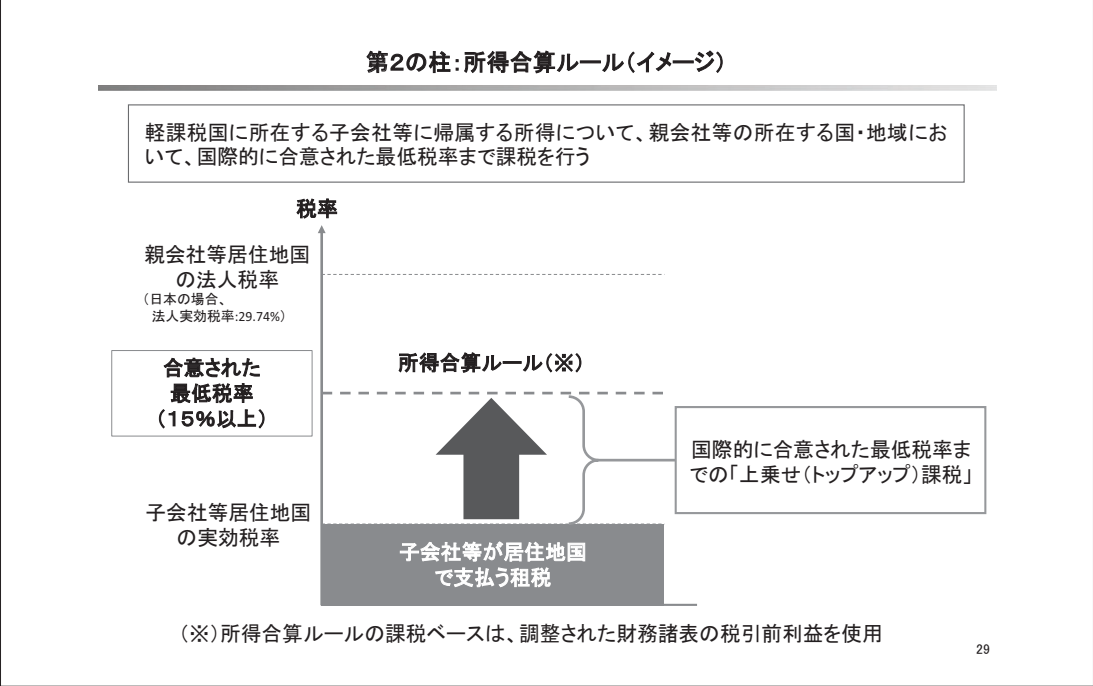
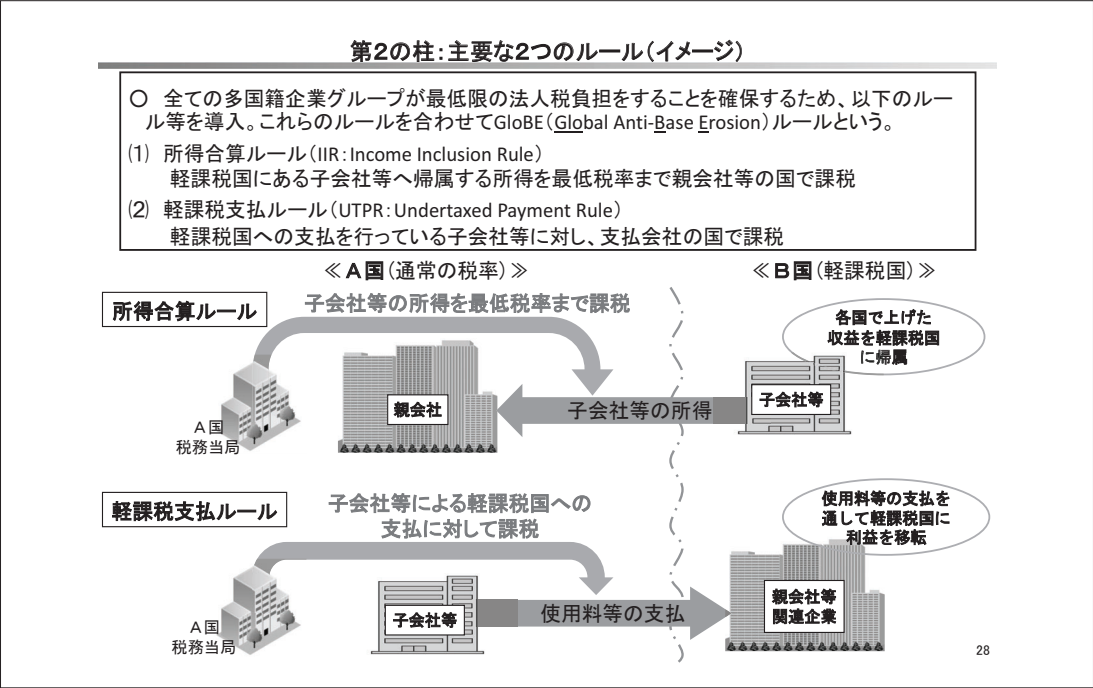
- 企業の公平な競争環境の必要性
- 法人税の引下げ競争や産業空洞化への対抗



第2の柱

多国籍企業グループが経済活動の拠点をいかなる国・地域に置くかにかかわらず、最低限の租税を負担することを確保する方策を導入（公平な競争条件（レベルプレイングフィールド）の確保）

27



BEPS包摂的枠組みの大枠合意(2021年7月) 第2の柱①

○第2の柱は以下の3つのルールから構成される。

①所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule) :

軽課税国にある子会社等の所得について、親会社の国で最低税率まで課税する制度

②軽課税支払ルール(UTPR: Undertaxed Payment Rule) :

軽課税国の親会社等の所得が所得合算ルールの対象となっていない場合、子会社等の国で支払控除否認等により課税する制度(所得合算ルールの補完)

※①と②を併せてGloBEルール(Global Anti-Base Erosion Rules)という。

③租税条約上のルール(STTR: Subject to Tax Rule) :

軽課税国の関連者に対する支払について、源泉地国に一定の課税権を認める制度

○GloBEルール

【課税対象】

- ・年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業(国別報告事項の対象となる企業と同水準)。

【実効税率計算】

- ・国別に計算された実効税率が、合意された最低税率よりも低い場合、最低税率と実効税率の差分を上乗せ課税(トップアップ課税)。

30

BEPS包摂的枠組みの大枠合意(2021年7月) 第2の柱②

【最低税率(実効税率)】

- ・最低税率を15%以上とする。(税率は今後決定)

【適用除外】

- ・GloBEルールの対象から、有形資産(簿価)と支払給与の5%以上の所得が除外される(当初5年間は7.5%以上)。(控除割合は今後決定)

【米国GILTI税制との共存】

- ・GloBEルールは国別の実効税率に基づいて適用されることを踏まえ、米国GILTI(米国外軽課税無形資産所得)税制との共存の条件を検討する。

○STTR

- ・利子・使用料・その他一定の支払に対してSTTR(租税条約上のルール)の最低税率を下回る名目税率を適用する国は、途上国から求められた場合、STTRを二国間条約に導入する。
- ・STTRの最低税率を7.5%~9%とする。(税率は今後決定)

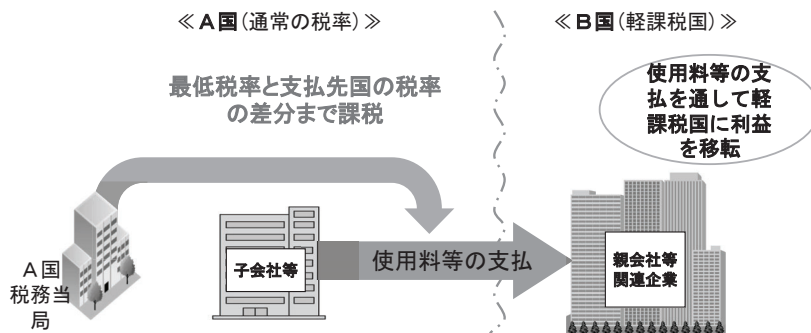
○実施目標

- ・2022年の各国国内法導入及び2023年施行開始を目標とした実施計画に合意し、公表する。

31

第2の柱: 租税条約上のルール

- 軽課税国の関連者に対する支払について、源泉地国に一定の課税権を認める制度 (STTR(Subject to Tax Rule)) (GloBEルールの補完)。
- 「最低税率」と「対象となる支払に対して支払先の国で適用される税率」の差分まで課税。
- 対象となる支払は、利子・使用料・その他一定の支払。
- STTRは二国間条約に導入され、他の規定が定める租税条約上の特典(免税・限度税率)にかかわらず、適用される。



32

第2の柱: 構成項目(「ビルディング・ブロック」)の制度の骨格①

スコープ	実効税率(ETR)計算・最低税率	所得合算ルール(IIR)・軽課税支払ルール(UTPR)
● 年間の連結総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業グループが対象(CbCRと同様) ※ただし、自国の多国籍企業グループに対しては上記閾値を満たさない場合でもIIRを適用可能 ● 除外事業体(投資ファンド、年金基金等)	● ETR = $\frac{\text{対象租税}}{\text{調整された会計上の利益}}$ ● 最終親会社の会計基準に基づく個社の財務諸表上の利益 ● 一定の差異(税務と会計上の差異)調整 ● 各国・地域別の実効税率計算 ● 最低税率は15%以上	【IIR】 ● 最終親会社での適用が原則(トップダウンアプローチ) ● 親会社持分割合が80%未満の中間親会社に対して分割持分ルールの適用 【UTPR】 ● IIRのバックストップルール(最終親会社所在地国が軽課税である場合等に適用) ● IIRと同様のプロセスによるETR計算 ● 今後決定される配分キーに基づく配分トップアップ税額の計算 ● 支払の控除否認等による課税

33

第2の柱:構成項目(「ビルディング・ブロック」)の制度の骨格②

適用除外・簡素化

- 有形資産(簿価)と支払給与の5%以上(当初5年間は7.5%以上)の所得を除外
- 国際海運所得を除外
- 一定以下の利益(割合)となる国・地域の除外
- 他の簡素化措置を今後検討

租税条約上のルール

- 軽課税国の関連者に対する支払について、源泉地国に一定の課税権を容認

執行とルールの調和

- 米国GILTIとの共存について今後検討
- GloBEルールを「共通アプローチ」とする
- 施行プランの一部としてモデルルールの策定等

34

今後について

35

(再掲)G20 財務大臣・中央銀行総裁会議 コミュニケ (仮訳抜粋)
(2021年7月10日 於:ベネチア)

長年にわたる議論を経て、昨年得られた進捗に基づき、我々は、より安定的でより公正な国際課税制度に関する歴史的な合意を成し遂げた。我々は、7月1日にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」が公表した「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明」において示された、多国籍企業の利益の再配分と効果的なグローバル・ミニマム課税に関する2つの柱の重要な構成項目を承認する。我々は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」に対して、10月の次回会合までに、残された課題を迅速に解決し、2つの柱の詳細な実施計画と合わせて、合意された枠組みの範囲内で設計項目を最終化することを求める。我々は、国際合意にまだ参加していないOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」の全ての参加国・地域に対して、国際合意に参加するよう招請する。我々は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」への途上国の参加を通して得られた進捗の評価に関する途上国との協議プロセスを歓迎し、OECDによる報告書を10月に期待する。

36

令和2年度与党税制改正大綱(抜粋：経済のデジタル化に伴う課税上の対応)

- 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応については、2020年末までに国際的な合意に基づく解決策をとりまとめるべく、OECDを中心に議論。
- 国際課税が、健全な企業活動を支援しつつ税源を守るという国家の基盤に関わる課題であることを踏まえ、国際的な議論に取り組むに当たっての基本的考え方を大綱に明記。

1 安定的かつ予測可能な投資環境の構築

- 一国主義的な課税措置は、企業のビジネス展開上の不確実性を増加させ、健全な企業活動に負の影響をもたらす
- 国際合意に基づいた解決策を早期に見出し、安定的かつ予測可能な投資環境を構築することが重要

2 企業間の公平な競争環境の整備

- 企業間の公平な競争環境を整備し、わが国企業の国際競争力の維持・向上につなげる必要
- 第1の柱は、わが国や市場国に適切に利益を計上している企業の税負担には大きな影響を与えないものとする必要
- 第2の柱は、軽課税国に利益を移転することで租税回避を行っている多国籍企業の税負担を適正化することによって、公平な競争環境を整備

3 新ルールの適用対象の明確化等

- 新たなルール導入に当たり、対象となるビジネスの範囲を適切に限定しつつその定義を明確に定めるなど、合理的かつ明瞭な制度とすることが重要

4 過大な事務負担及び二重課税の防止

- 過度な事務負担を企業に課さないように配慮
- 二重課税が生じないよう、強力な紛争防止・解決メカニズムを構築

5 法人税の引下げ競争への対抗

- 「底辺への競争」とも言われる法人税の引下げ競争を放置すれば、どの国の財政も立ちゆかなくなり、そのしわ寄せは特に中小企業や個人に及ぶ
- 投資を惹きつけるための法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、各国の税源を守る措置を国際協調の下で進めていくことが必要

37

令和3年度与党税制改正大綱(抜粋：経済のデジタル化への国際課税上の対応) (抄)

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応

デジタル技術は経済活動の隅々まで浸透しつつあり、「経済のデジタル化」が急速に進展している。このような時代の変化に対し、モノを中心とした産業時代に形成された国際課税原則(「恒久的施設(PE: Permanent Establishment)なければ課税なし」等)が適切に機能しないといった問題が顕在化している。

また、経済のグローバル化・デジタル化の進展により、知的財産等の国境を越えた取引が拡大し、軽課税国への利益移転が容易となる中、各国が低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動きが活発化しており、過度な法人税の引下げ競争に歯止めをかけることが急務となっている。

経済のデジタル化によって生じるこうした国際課税上の課題への対応については、2021年半ばまでに国際的な合意をまとめるべく、OECDを中心に議論が行われている。

経済のデジタル化に対する解決策は、わが国企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、企業間の公平な競争環境を整備し、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものでなければならない。また、税制の不確実性をもたらす一国主義的な課税措置の拡散を防止するためにも、国際的なコンセンサスに基づく解決策への合意は、喫緊の課題である。わが国としては、令和2年度与党税制改正大綱で示した基本的考え方に沿って、OECDを中心とする国際的な議論に貢献し、国際的な合意に向けて、一層主導的な役割を果たしていくことが重要である。

また、国際的な租税回避や脱税への対応については、今後も引き続き、国際的な議論や租税回避の態様等を踏まえ必要な見直しを迅速に講じていく。併せて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行など適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行うものとする。

38